

特許庁委託

海外工業所有権情報

WTO加盟後の
台湾知的財産権エンフォースメント制度の実態
について

2002年3月
財団法人 交流協会

はじめに

財団法人交流協会では、特許庁からの委託により、「各国工業所有権情報収集等事業」を平成9年度より実施しております。この間財団法人交流協会は、台湾の工業所有権に関する情報誌及び模倣対策マニュアルの発行、専門家を講師とした台湾でのセミナーの開催、台湾智慧財産局との意見交換等を行ってきました。そして、昨年11月に財団法人交流協会とそのカウンターパートである亜東関係協会との間で行われた第26回の日台貿易経済会議においても、知的財産関係の議題が多数提案され、充実した議論がなされたところです。

今年1月1日に台湾は世界貿易機関(WTO)の正式メンバーとなり、特許、商標に関する法令もWTO加盟にあわせて様々な改正が行われました。本書の前半には、台湾特許権、商標権の侵害対応策等について、後半には台湾特許法、商標法の最新法令を掲載しております。

本書が、少しでも皆様のお役に立てば幸いです。

2002年3月

財団法人交流協会

目次

ページ

特許、商標の法制度について	1
特許権の内容と侵害対応策について	2
改正特許法の概要	2
出願手続きに関する変更	2
特許主務官庁	7
保護対象と権利期間	7
特許権の権利内容	7
仮の特許権	8
特許権侵害	8
方法特許侵害の特別規定	9
民事手続き	9
刑事手続き	10
商標権の権利内容と侵害対応策について	12
改正商標法の概要	12
商品分類	14
商標の主務官庁	14
商標権の発生	15
商標調査	15
登録出願	16
出願の審査	16
商標類似	16
商品類似	16
商標権侵害	17
商標権侵害の刑事責任	17
商標権侵害の民事責任	17
公平交易法の権利行使について	19
周知著名の証明	19
公平交易法違反の責任	20
公平交易委員会への申立て	20
ドメインネームの紛争解決	21

第一号TWNICドメインネーム紛争処理案件結果公表	22
台湾における知的財産侵害案件の結果（表）	24
刑事訴訟及び民事訴訟の手続き	27
刑事訴訟の手続き	27
民事訴訟の手続き	28
添付資料	30
中華民国（台湾）特許法	30
総則	30
発明特許	33
実用新案登録	49
意匠登録	51
罰則	55
附則	56
中華民国（台湾）商標法	58
総則	58
商標権	60
登録	63
無効審判	66
保護	67
役務商標（サービスマーク）等	68
附則	69
著名商標を商標異議申立の事由とする場合は、同一または類似商標に限らない	70
商標商品の買戻し及び輸出	71
役務標章は商品商標の防護とすることが可能	72
色の組合せによる商標及びサービスマークに係る登録出願要点	73
権利不要求の声明に関する審査要点の公告	75

特許、商標の法制度について

12年間の努力が実り、2001年11月11日に台湾は世界貿易機関（WTO）への加盟申請が認められ、2002年1月1日からWTOの正式メンバーとなった。台湾政府はWTOへの加盟に伴い各国と協定を締結するため既に交渉を始めている。またTRIPS協定の基準に合致させるため、台湾の知的財産権関連法令の整備を着実にすすめており、中でも1997年5月7日に改正された特許法は、2002年1月1日に台湾がWTOの正式メンバーになってから施行されたほか、それに先立ち2001年10月4日に発明特許侵害に関する刑事罰が廃止されるという重要な特許法改正案が立法院（国会）によって可決され、同年10月24日に公布、その3日後の2001年10月26日から正式に施行された。

商標法については、1997年5月7日に改正され、1998年11月1日に施行されたが、立体商標、一出願多区分制度及び更新時の使用状況審査の廃止などがまだ導入されておらず、目下商標法は改正中である。

前述のとおり、発明特許の侵害について刑事罰が廃止されたが、実用新案および意匠に関する侵害については、それぞれ2年以下の懲役と1年以下の懲役の刑事罰がまだ残っており、また商標権侵害に関しては3年以下と1年以下（商標権侵害物品の販売と他人の商標にある文字を自己の会社名称にする）の懲役の刑事罰が留保されている。現状では、実用新案、意匠および商標権の侵害に対しては刑事手段をもって対処することができるのに対し、発明特許の侵害については刑事手段によって対処することができず、民事手続きしか対応方法が残っていない。

いずれにしても、特許や商標は登録制度が採用されており、出願を通して登録され、はじめに専用権が授けられるので、権利を取得していないうちに、特許権（特許の場合、仮の特許権が授けられるので、登録を受けていないうちに対応策がとれる）あるいは商標権に基づいて侵害を対処することはできない。

以下に特許、商標の権利内容の特徴と権利侵害に対する対応措置を詳述する。

一、特許権の内容と侵害対応策について

（一）、改正特許法の概要

現行特許法は1949年1月1日に施行されたもので、その後1959年1月22日、1960年5月12日、1979年4月16日、1986年12月24日、1994年1月21日、1997年5月7日及び2001年10月24日の法改正を経て現行法として施行されている。その中1997年の改正は、TRIPS協定の基準に合致させるためであるが、改正法が公布された時点では施行されず、台湾がWTOに加盟しTRIPsが台湾において発効する日より施行された。当該特許法改正の内容は、外国出願人に対する制限の撤廃、外国人の出願に係る微生物自体の発明に対する特許保護、医薬品又は農薬関連特許期間の延長、外国人の輸入権の保護、意匠権の存続期間の12年までの延長、特許表示義務の規制緩和、発明又は実用新案登録の特許権者による善意の実施権者に対する実施料支払請求、強制特許実施の改正などである。

2001年10月4日に、立法院（国会）は再度の特許法改正案を可決した。当該特許法改正案は70条項の変更（追加、削除、又は修正）を含み、台湾の特許実務に重要な変更をもたらしたもので

ある。2001年10月4日に立法院を通過したこの改正特許法は、2001年10月24日に総統により公布され、第36条の1から第36条の6、第24条及び第118条の1を除く全ての条項が、その3日後の2001年10月26日から施行された。第36条の1から第36条の6(発明特許出願公開制度及び審査請求制度)は、施行日(2001年10月26日)の1年後(2002年10月26日)以降に提出される発明特許出願について適用するものである。第24条(台湾における国際特許優先権主張の互惠条件の緩和)及び第118条の1(意匠権者による善意の実施権者に対する実施料支払請求)は、TRIPS協定が台湾において発効した2002年1月1日より施行された。

2001年10月26日に施行された改正台湾特許法の主な内容は以下の通りである。また、1997年5月7日公布の改正特許法は、2002年1月1日に施行された。

(二)、出願手続きに関する変更

1.1. 宣誓書及び譲渡証書の提出期限

宣誓書又は宣誓書/譲渡証書は出願日取得に必要な書類ではなくなった。出願人は出願日を取得するために、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及びその他の必要な出願情報を台湾特許主務官庁である知的財産局(Intellectual Property Office ; IPO)に提出する必要があるが、宣誓書/譲渡証書は出願後に補充することができるようになった。

1.2. 優先権を主張するために必要な情報

台湾において優先権を主張しようとする場合、以前は出願と同時に優先権の基礎となる対応外国出願の出願日、出願番号及び国名を申告し、優先権を主張しなければならなかったが、当該優先権の基礎となる対応出願の出願番号がまだわからない場合は、その事由を願書に明記することにより優先権を主張することができることとなった。出願人は出願後、優先権証明書と共に出願の同一性を証明する証明書類をIPOに提出しなければならない。

1.3. 国際優先権請求に係る互惠条件の緩和

以前は出願人が外国人である場合は、以下の2項の互惠条件に合致してはじめて優先権を主張することができた。

- (1) 最初の対応出願が当該出願と同一の発明、実用新案又は意匠であり、台湾と互いに優先権を承認し合う国家において法に従い受理されている。
- (2) 出願人が所属する国と台湾とが既に優先権互惠関係を有している。

前述(2)の互惠条件は次のように緩和された。

出願人が所属する国家が台湾と互惠関係を結んでいない場合、当該出願人がいずれかの互惠国内に住所又は営業所を有していれば、台湾において優先権を主張することができる。

上記の改正は台湾がWTOに加盟した後、TRIPsが台湾で効力を生じてから実施された。

1.4. 微生物寄託及び寄託証明書の提出

以前は微生物に係る発明特許の出願人は、当該微生物が当該技術を熟知する者により容易に取得できる場合を除き、台湾における出願前に当該微生物を台湾の微生物寄託機関に寄託し（現地先行寄託要求）、且つ出願時に寄託証明書を提出しなければならなかった。

今回の特許法改正により、出願人は台湾出願日の翌日から3ヶ月以内であれば寄託書類をIPOに補充提出することができるようになった。但し、出願人は出願時に寄託機関名、寄託日及び寄託番号を願書に明記する必要がある。また、台湾における出願前に当該微生物をIPOが認可した外国寄託機関に寄託しており、出願時にその事実を表明し、且つ規定の3ヶ月以内に国内寄託機関に寄託した旨の証明書類及び外国寄託機関発行の証明書類をIPOに提出すれば、現地先行寄託要求の制限を受けないこととなった。

2. 国内優先権請求の実務

出願人が台湾において先に出願した発明又は実用新案に基づき特許出願を再提出する場合、先願の出願時の明細書又は図面に記載される発明若しくは創作について国内優先権を主張することができる。但し、次のいずれかの事情がある場合、国内優先権を主張することができない。

- (1) 先願の出願日の翌日から既に12ヶ月が過ぎている場合。
- (2) 先願に記載される発明又は創作について、既に台湾の特許法の規定により国際優先権若しくは国内優先権が主張されている場合。
- (3) 先願が特許法第32条第1項の規定による分割出願案、又は特許法第101条の規定による出願変更案である場合。
- (4) 先願が既に査定された場合。

従って、主張する優先権日は特許法改正施行日より前に溯ることはできない。

3. 早期公開制度及び審査請求制度

企業による研究開発及び投資の重複を回避するため、発明特許の早期公開制度を導入することとなった。IPOが特許出願を受理した後審査の結果、手続き上の不足点及び公開すべきでないとの理由が特に認められない場合には、出願日の翌日から18ヶ月後に当該出願を公開しなくてはならない。この18ヶ月の期間は、優先権の主張がある場合優先権日の翌日から起算され、2つ以上の優先権を主張する際は、最初の優先権日の翌日より起算する。

但し、次のいずれかの事情に該当する場合公開されない。

- (1) 出願の翌日から15ヶ月以内に取り下げる場合。
- (2) 国防上の機密又はその他の国家安全に係る機密に関する場合。
- (3) 公序良俗を害する場合。

特許出願日の翌日から3年以内に、何人（出願人若しくは第三者）も、IPOに対し審査を請求することができる。実体審査の請求は取り下げることができない。3年の期間内に実体審査を請求しない場合は、当該特許出願が取り下げられたものとみなされる。

特許出願の公開後かつ査定公告前に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施している場合、IPOは請求により当該特許出願を優先的に審査することができる。出願人は特

許出願公開後、特許出願内容について書面による通知を行ったにもかかわらず、通知後査定公告前に依然として当該発明を商業として実施し続けた第三者に対し、当該発明特許出願の審査が確定して特許権を獲得した後、適当な補償金の支払を請求することができる。特許権者は公開されている発明特許出願であることを明らかに知りながら査定公告前に業として当該発明を実施し続けた者に対しても、適当な補償金の支払を請求することができる。前記の請求権はその他の権利行使を妨げず、審査が確定した日の翌日より2年以内に行使されない場合は消滅する。

早期公開制度及び審査請求制度に係る規定は、改正特許法施行日の1年後以降に提出される発明特許出願について適用する。実用新案登録出願又は意匠登録出願には適用しない。

4. 出願の補正に対する時期的制限

旧法では出願の補正について内容的制限はあるが時期的制限はなかった。今回の改正法において次のような時期的制限が加えられるようになった。

出願人は出願日又は優先権日のいずれか早い方の翌日から15ヶ月以内に、いつでも明細書又は図面を補足・補正することができるが、この15ヶ月の期限を過ぎた場合、次の各号に定められた期日又は期間内を除き、明細書若しくは図面を補足・補正することはできない。

- (1) 実体審査を請求する場合。
- (2) 出願人以外の者が実体審査を請求した場合は、当該出願について実体審査を行う旨の通知を送達した日の翌日から3ヶ月以内。
- (3) 特許主務官庁の拒絶理由通知書に対して答弁書を提出する期間内。
- (4) 再審査請求時、又は再審査理由書を補充提出することができる期間内。
- (5) 異議申立に対する答弁の期間内。
- (6) 特許主務官庁が職権により審査する場合、答弁するよう当該審査結果を通知する期間内。

補正に対する内容的制限については改正されない。即ち、前三項による補足・補正は、出願の実質を変更してはならないものである。査定公告後に提出する補足・補正は、次の各号のいずれかの事情を有するものに限られる。

- (1) 特許請求の範囲が広すぎる場合。
- (2) 誤記事項。
- (3) 不明瞭な記載。

補正の時期的制限に係る規定は法理上早期公開制度に合わせるものであるため、早期公開制度と同様に改正特許法施行日の1年後以降に提出される発明特許出願についてのみ適用すべきであるが、今回の改正法では前記規定に関して経過措置がないゆえに、法律の解釈令または特許法施行規則の改正がない限り、2001年10月26日以降に提出された特許出願に適用されるものである。又、補正の時期的制限に係る規定は、実用新案登録出願又は意匠登録出願には適用しない。

5. 追加特許制度の廃止

追加特許制度が廃止された。但し、特許法の改正施行前に既に提出し、いまだに審査が確定していない追加特許、又は追加特許権が依然として存続しているものは、改正前の追加特許に関する規定により取り扱われる。

6. 異議申立て及び無効審判請求の不成立の際の拘束力

以前の規定によると、発明、実用新案及び意匠の異議申立て又は無効審判請求について、審査の結果不成立が確定した場合、何人も同一の事実及び同一の証拠をもって無効審判を再請求することはできないとされていた。無効審判請求の反覆及び審査の重複を回避するため、且つ特許権者の保護及び時機に適った権利行使を保証し、並びに訴訟の長期化を避けるため、現行の規定において「確定」の文字は削除され、異議申立て又は無効審判請求の決定が出された場合、決定の確定を待たずに何人も同一の事実及び同一の証拠をもって新たに無効審判を請求することはできなくなった。

7. 意匠の標的及び登録要件に関する規定の改正

意匠の定義を「物品の形状、模様若しくは色彩、又はその結合について、視覚を通じて訴える創作」と改正した。また、意匠の登録要件を(1)産業上の利用可能性、(2)新規性、(3)進歩性を備えるものと改正した。研究若しくは実験のため公開した場合、或いは台湾政府の主催及び許可を受けた展覧会で展示された場合、6ヶ月間以内に出願すれば、例外として新規性を喪失していないものとして扱われる。

8. 意匠登録出願に対する異議理由の追加

特許法第107条が定める特許要件の未充足は、意匠登録異議申立ての法定事由の1つではなかったが、これを改正し同条の違反を異議申立ての法定事由に加えた。

9. 類似意匠の性質を明確化

類似意匠権は原意匠権に従属し単独で主張することはできず、かつ類似の範囲に及ばないものである。

10. 発明特許権の侵害に対する刑事罰の廃止

旧法における発明特許侵害に対する刑事罰が廃止された。実用新案及び意匠の刑罰規定は依然として残っているが、目下審議中の特許法改正案によれば、実用新案の侵害及び意匠の侵害に対する刑罰規定も削除される見込みである。

11. 故意の侵害行為に対する懲罰的損害賠償の限度額の引き上げ

故意の侵害行為に対する懲罰的損害賠償の限度額が損害金額の2倍から3倍に引き上げられた。

12. 刑事告訴に係る侵害鑑定報告及び警告状の提出義務の緩和

実用新案権又は意匠権の侵害行為について告訴する場合、侵害鑑定報告及び警告状の写しを提出する必要はなくなった。その代わりとして「権利侵害に係る比較分析報告書」を提出することが義務付けられた。しかし「権利侵害に係る比較分析報告書」は、果たして専門鑑定機構によるものが必要なのか、あるいは権利者によるもので良いのか、実務上の運用がどうなるかはまだはっきりしていないため、今後実務上の動向を見守る必要がある。

13. 存続期間の遡及的延長

13.1. 発明特許権の存続期間を遡及的に20年まで延長する

改正前の特許法によれば、発明特許権の存続期間は出願日より起算して20年をもって満了するとされていたが、1994年1月23日より前に査定公告された発明特許の特許権存続期間は公告日より起算して15年をもって満了するとされ、また出願日より起算して18年を超えてはならないとされていたため、1994年1月23日より前に査定公告を受けた一部の発明特許権は、その存続期間が出願日から起算して20年より短いものがある。今回の改正法により、これらのより短い存続期間を有する発明特許権は、世界貿易機関（WTO）の協定TRIPsが台湾の管轄区域内で発効する日に依然として存続していれば、その存続期間は出願日から20年間に延長される。

13.2. 意匠権の存続期間を遡及的に12年まで延長する

改正前の特許法によれば、1994年1月23日以降に公告された意匠権の存続期間は、出願日より起算して10年をもって満了するとされていたが、台湾のWTO加盟後発効する1997年5月7日に公布された改正特許法によると、意匠権は出願日より起算して12年をもって満了するとされている。従って、1994年1月23日から台湾のWTO加盟日までの間に公告された意匠権は、その存続期間が出願日から起算して12年より短く10年となっている。今回の法改正により、これらのより短い存続期間を有する意匠権は、世界貿易機関（WTO）の協定TRIPsが台湾の管轄区域内で発効する日に依然として存続していれば、その存続期間は出願日から12年間に延長される。

（三）、特許主務官庁

特許出願の審査と特許権利の授与などの業務を司っているのは知的財産局である。知的財産局は経済部（日本の通産省に相当）に属する機関で、旧名は中央標準局であり、1999年1月26日に名称変更し知的財産局となった。特許出願の審査については、内部審査官のほか外部の大学教授や権威学者に審査を依頼する制度（いわゆる外部審査官）がまだ残っている。審査の質の向上を図るため外部審査官を徐々に削減し、最終的には全ての登録出願を内部審査官によって審査することを目指しているが、政府予算の都合上外部審査官を全て撤廃するまでにはかなりの時間を要すると見込まれている。目下内部審査官と外部審査官の割合については不明である。

また、特許に関する業務は知的財産局の特許組が取扱っている。特許組の構成は、特許組の下に第一組、第二組と第三組に分けられており、第一組は79名の審査官が方式審査、特許検索及び意匠登録出願の審査を行っており、第二組は審査官84名が電子、電機、情報、機械、土木、医学、農薬、飲食品、微生物、バイオ技術、無機化学、有機化学に関する特許出願の審査を取扱っており、第三組は50名の審査官が再審査、異議申立、無効審判などの業務を取扱っている。

（四）、保護対象と権利期間

台湾で専利（特許に相当）というのは、発明専利（発明特許）、新型専利（実用新案）及び新式様専利（意匠）の三通りがあり、すべて特許法に一括して定められている。このレポートに言う特許とは前述の三つを指すものである。発明特許の権利期間は出願日から20年となっているのに対し、実用新案と意匠はいずれも出願日から12年となっている。特許法の取決めによれば、発明特許とは自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものであって、産業上利用する

ことができるものを指す。実用新案とは物品の形状、構造または組み合わせにかかる創作または改良であって、産業上利用することができるものを指す。また、意匠とは物品の形状、模様、色彩またはこれらの結合であって視覚を通して訴える創作で、産業上利用できるものを指すものである。

（五）、特許権の権利内容

特許の登録出願により知的財産局の審査を受け、新規性、創作性及び産業上の利用性を有し、かつその他不登録事由がなければ、公告査定を受け、3ヶ月間の公告期間中に異議申立てを受けなければ、登録決定を受けることとなる。登録を受けた特許が物品特許である場合、特許権者が独占的に製造、販売、使用或いは前述の目的で物品を輸入する権利がある。登録を受けたものが方法特許である場合、特許権者が独占的に当該方法を使用するほか、当該方法により直接作成した物品につき独占的に使用、販売或いは前述の目的で輸入することができる。

（六）、仮の特許権

前述のように、登録決定を受ければ特許権が発生することになるが、特許法第50条、100条及び109条の規定により、公告査定を受けた時点で仮の特許権が授けられる。

公告査定によって授けられる仮の特許権に基づき特許権侵害に対し、民事上の差止めと損害賠償を請求することはできるものの、実務上この仮の特許権を根拠に特許侵害の刑事訴訟を提起することは認められない。また、仮の特許権とは、将来登録決定を受けることを前提に授かるものであり、後日出願手続きの不備によって受理されなかった場合や、異議により登録を受けることができなければ、仮の特許権は始めから発生しなかったものと見なされるので、仮の特許権に基づく訴訟も却下されることになる。

（七）、特許権侵害

特許権を取得した後、他人が特許権利者の同意を得ず、勝手に特許権を実施し、又は特許権によって保護される物品を製造、販売、陳列或いは輸入することがあれば、特許権侵害を構成する。この特許権侵害に対し民事訴訟と刑事訴訟によって対応することができる。

民事訴訟を起こして対処する場合、侵害行為の差止め、予防、侵害物品の焼却・廃棄及び損害賠償を請求することができる。また、発明特許の侵害に対し刑事罰が廃止されたため、刑事訴訟によって対応することはできなくなったが、実用新案または意匠の侵害に関しては、それぞれ二年以下の懲役と一年以下の懲役という刑事罰がまだ残されているので、現在も刑事訴訟を起こして侵害者の刑事責任を追及して対処することができる。

しかし、目下審議中の特許改正草案では実用新案及び意匠の侵害に関する刑事罰が廃止される予定で、実用新案と意匠に関する侵害の刑事罰が廃止されると、特許侵害について再び刑事事件として対処することができなくなる。

特許侵害に関しては、民事手段と刑事手段によって対応することができるものの、実際に侵害事件が起きたとき、民事手段によって対応するか、あるいは刑事手段によって対応するかについては、強制捜査ができ、侵害者に刑事責任があるという点からみれば、刑事手段によって対応

したほうが効果的であると思われる。特に、アメリカのようなディスカバリー制度がまだ導入されていない現在では、民事手段によって対応する場合、特許侵害と損害額の立証について被害者にとってかなりの負担がある。

(八)、方法特許侵害の特別規定

方法特許に関する侵害については、他人が果たして特許を受けた方法によって物品を製造しているのか、なかなか立証しにくいものである。従って、方法特許権利者の挙証責任を軽減するため、特許法において方法特許侵害のみなし規定が置かれている。特許法第91条の取決めによれば、特許を受けた製造方法により製造されたものが、その製造方法について特許出願がされる前に国内または国外に見られなかった場合、他人が製造した同様のものは、その特許方法により製造したものと推定するため、侵害容疑者が製造した物が特許権利者の製造にかかるものと同様のものであって、しかも当該物品が特許方法が出願される前に国内外に見られなかった場合、方法特許を侵害していると思なされる。

こののみなし規定を覆すには、侵害容疑者から反証を取上げて特許を受けた方法を使っていないことを証明しなければならない。なお、侵害容疑者が提出した製造あるいは営業に係わる機密情報を保護するため、法的に当該機密情報に保障を与えなければならないとされている。

(九)、民事手続き

民事手続きによって対応する場合、侵害行為の排除、予防及び侵害物品の焼却・廃棄を請求するほか、侵害行為により被った損害の賠償を請求することができる。

損害賠償を請求するとき、特許侵害によって被った損害を立証して賠償を請求することはできるものの、特許法第82条の規定によれば、特許権者が特許の物品又はその包装に特許証書の番号を表示していなければ、損害賠償を請求することはできないとされているので、この点留意しなければならない。ただし、この特許表示については例外規定があり、すなわち侵害者が明らかに特許権物品であると知り、あるいは特許権物品であると知り得る事実を立証できれば、例外として損害賠償を請求することができる。

従って、特許侵害に対し賠償を請求する前に製品の特許表示の有無を確認する必要があり、もし特許表示をしていなければ、侵害者の侵害行為が故意であることを証明するため、事前に警告状発送などによって対応することを検討する必要がある。

1. 損害賠償請求

損害賠償を請求する際、侵害行為によって被った損害を立証して賠償を請求することとなっているが、損害の立証はかなり難しく、立証責任を果たせないがゆえに敗訴を受けたケースはしばしば見られる。したがって、特許権利者の立証責任を軽減するため、特許法において次の方法により賠償を請求できるとされている。

- (1) 実際に被った損害額を立証し、これに基づいて請求する。または特許権の実施により通常得られる利益から、侵害後に同一の特許権の実施より得られた利益を差引いた差額をもって請求する。
- (2) 侵害者が侵害行為により得た利益をもって請求する。侵害者がコストあるいは必要な経費を証明できなければ、侵害物品の販売によって得られた全ての収入を利益と見做す。
- (3) 主務官庁又は専門家が鑑定した金額をもって請求する。損害賠償のほか、業務上の信用毀損に対し賠償を請求することもできる。また、侵害者が故意に侵害行為を行ったのであれば、損害金額の3倍まで請求することができる。

2 . 時効

差止めと損害賠償の請求権は、侵害行為及び賠償義務者を知ってから2年以内に行使しなければ消滅する。また、侵害行為が為された時から10年以上経った場合にも請求権は消滅するので、権利行使をする際にはこれらの時効に注意しなければならない。

(十)、刑事手続き

実用新案及び意匠の侵害については刑事罰がある。実用新案権者の同意を得ず無断に侵害物品を製造し実用新案権を侵害する場合、2年以下の懲役、拘留又はNT\$150,000以下の罰金に処す或いは併処し、実用新案権者の同意を得ず勝手に製造された物品であることを知りながら、当該侵害物品を販売、あるいは販売の目的で陳列または外国から輸入する場合、6ヶ月以下の懲役、拘留、またはNT\$30,000以下の罰金に処す或いは併処する。また、意匠権者の同意を得ず無断に侵害物品を製造し意匠権を侵害する場合、1年以下の懲役、拘留またはNT\$60,000以下の罰金に処す或いは併処し、意匠権者の同意を得ず勝手に製造された物品であることを知りながら、当該侵害物品を販売、あるいは販売の目的で陳列または外国から輸入する場合、拘留又はNT\$15,000以下の罰金に処す或いは併処する。

特許侵害（実用新案及び意匠の侵害を指す）に対し刑事手続によって対処する場合、旧法によれば、特許権物品の販売、陳列又は輸入を取り扱う業者に対し告訴する場合を除き、特許権物品の製造業者に対し刑事告訴をする前に、侵害者に対し侵害排除の書面通知を出さなければならず、また専門機構による侵害鑑定報告書を提出しなければならないとされていたが、大法官会議第507号の解釈により、侵害鑑定報告書の提出が刑事告訴の要件ではなくなり、専門機構の鑑定報告書を提出しなくても刑事告訴をすることができるようになった。また、今回公布施行された改正特許法によれば、告訴を行う前に侵害行為停止を要求する書面通知を出す必要もなくなり、刑事告訴を行うには、権利者自身あるいは弁理士による「権利侵害に係る比較分析報告書」さえ提出すれば、受理されることとなった。しかし、実際に刑事告訴を行い、家宅搜索を申請する場合、専門機構による鑑定報告書を提出しなければ、搜索令状の下付申請が受理されない可能性がある。

* 刑事告訴期間

特許侵害は親告罪として扱われ、犯人を知ってから6ヶ月以内に告訴しなければ刑事告訴は受理されない。この6ヶ月間は告訴期間と言いつ効と違い、一旦告訴期間が起算されれば中断しないものである。但し、侵害行為が継続しているのであれば、この6ヶ月間は最終の侵害行為が終わった時点から起算することとなる。特許侵害は親告罪であるため、刑事告訴を取下げることができる。日本の法制と違い、日本では一旦刑事告訴を行った場合、告訴を取下げることができないのに対し、台湾の刑事訴訟法によれば、親告罪の場合特許権者は告訴者として侵害訴訟に関する第一審口頭弁論が終わるまで告訴の取下げを行うことができる。刑事告訴を取下げることができるので、この制度をうまく利用し侵害者と交渉を行い、和解によって特許侵害の解決策を図ることができる。

二、商標権の権利内容と侵害対応策について

(一) 改正商標法の概要

商標法は1931年1月1日に施行されたもので、その後1935年11月23日、1940年10月19日、1958年10月24日、1972年7月4日、1983年1月26日、1985年11月29日、1989年5月9日、1993年12月22日及び1997年5月7日などの法改正を経て現行の商標法として公布・施行されている。現行商標法における主要な骨子は1993年（中華民国82年）12月22日に公布した商標法であり、その後、WTOへの加盟のため、1997年5月7日に第4条など計8条の条文を部分的に修正・公布し、1998年11月1日に施行された。

1993年以来、国内における商工業企業の競争が激化し、商標法の一部の規定が時代の流れについていくことができなくなったため、法律の修正を求める声が絶えなかった。また、属地主義によって国々の商標制度が多少異なっているものの、国際協調が求められている現在では、世界の主要国家が商標制度の統合及び協調化に向けて努力していることや、台湾国内の企業の発展及び国際立法の趨勢に着目すると、現行の商標法制度が全体的な改正及び調整の必要があることは明確であり、現在商標法の改正が着実に進められている。まず商標法改正草案の要点を説明する。

1. 立体商標及び音響商標に係る保護条項の追加

現行の商標法が商標について保護するのは、平面的に表現された文字、図形、記号、色の組合せ又はこれらの結合のみに限っている。しかし、現在の商業活動、広報・宣伝媒体及び広告デザインは目まぐるしく変化しており、これまでの商標保護形態では既に対応しきれなくなっており、そこで国際的な立法の趨勢を参考に、立体商標及び音響商標の保護に関する条項が追加される。

2. 商標の使用に係る定義の修正

「商標の使用」に関わる定義について、電子商務及び国際ネットワークの発達に伴い、各種商業行為が商標の使用に属するか否かを現行条文第6条で判断するのは不十分になってきた。そこで、現在の経済活動の発展状況及び実務上発生する問題に対応するため商標の使用の定義を修正する。

3. 一出願多区分制度の採用

現行第35条後段にある、異なる区分に属する商品は区分ごとに出願しなければならないという規定を削除し、商標法条約及び国際立法の趨勢を参酌し、一出願多区分制度を採用し、出願者が同じ商標を異なる区分の商品又は役務において出願する際、一つの出願として行うことができるようにし当事者の申請における便宜を図る。

4. 連合商標制度の廃止及び防護商標の段階的廃止

商標権は登録を受けた同一商標また類似商標に及ぶとされているが、その類似範囲を広げる目的で、商標権利者は自己の商標を幅広く保護するよう大量の連合商標を出願するため、審査実務上の困難が生じている。しかし、1994年にイギリスが、1996年に日本が相次いで連合商標制度の廃止について修正・公布した後、現在既に世界の主要国家の多くが連合商標制度を採用しておらず、また連合商標の効果に限界があることに鑑み、且つ不必要及び不使用商標を不当に増やさないためにも、連合商標を廃止する見込みである。

また、登録商標の保護については、商標著名性の希釈化にも及んでいる。防護商標に対しては現在かなりの保護が与えられており、商標制度の簡素化を図るため、今回の改正案では徐々に防護商標制度を廃止していく予定である。

5. 分割制度の導入

一出願多区分出願制度に合わせて、商標登録について二つ以上の商品又は役務への使用を指定する際、出願人又は商標権者の必要に応じて、出願中一つの出願を二つ以上の出願に分割或は登録後に一部の商品又は役務を分割して譲渡することができる。

6. 異議申立期間の短縮

現行の商標審査実務では、異議申立てを提起される商標は査定公告後の商標全体のわずか3%ほどに過ぎない。換言すれば、その他97%の査定公告中の商標は3ヶ月の公告期間が満了しなければ登録できないということであり、明らかに不適當である。ましてや国際間における迅速な登録取得の要求に応じるためにも、異議申立期間を商標の登録後2ヶ月に短縮する。

7. 登録料の分割納付

現行の商標登録出願では、登録料と存続期間の更新登録申請時に改めて更新登録料を納付するだけである。しかし、国内の商標登録の実状は、存続期間が10年であるのに、登録後3年間未使用又は使用継続を望まないケースが多い。不使用の商標が増え続けていくのを防ぐため、また、ライフサイクルの比較的短い商品が市場において自然に淘汰されていくためにも、存続期間の10年間を2期（1年目、4年目）に分けて登録料を納入するようにし、商標を使用する意志のない者が、第2期の登録料を納付しないことによって商標権を存続させるか否かについて早めに確定できるようにする。

8. 更新登録時の使用状況審査の廃止

現行の商標法第25条では、商標権存続期間の更新登録は、法定要件に合致し、並びに商標の実際の使用状況について審査がなされなければならない、と規定されている。この規定は国際間の関連規定に合致せず、且つ実体審査の進行に時間や手間がかかり、行政上の効率に影響を与える。また、商標未使用に関する管理については、制度の廃止によって規範を与えることができるものである。従って、商標権者が継続使用の意志に基づいて更新登録の申請を提出する際、商標が実際に使用されているか否か改めて審査する必要をなくし、審査の過程を簡略化し、国際立法の趨勢に対応させる。

9. 商標使用許諾に関する管理の強化

商標の使用許諾後、使用許諾を受けた者は表示の義務を有し、これに違反する場合、当該使用許諾が終了することに関する規定を明記する。

10. 商標の無効審判に係る再審制度の新規追加

無効審判事件について無訴願・直接行政訴訟提起の制度を採用することに合わせて、訴願法第97条の規定により、訴願決定が確定した後、原訴願決定の作成に違法の事情がある場合、再審を提起することができる。これは審決確定に違法の事情があると判明したものについて、事後救済できるようにとの精神に則って再審制度を採用するものである。

(二) 商品分類

現行商標法においては、商品区分について国際分類が採用されているが、日本のように商品区分の書換制度がないため、更新登録を受けたとしても、旧商品区分は書換えずそのまま存在する。

台湾商標法における商品分類については、国際分類が採用されるまで、4回にも渡って変更があり、これらの4種の旧商品分類は現在も有効であり、それぞれの分類の他の分類との関連性及び類似関係は商標権範囲の認定と密接な関連があるので注意が必要である。5種の商品分類は次のとおりである。

- 1 商品分類計70項、各項に小分類がある
- 2 商品分類計72項、各項に小分類がある
- 3 商品分類計103類、役務分類計8類
- 4 商品分類計95類、役務分類計12類
- 5 商品分類42類（いわゆる国際分類、商品分類は34類、役務分類は8類）

(三) 商標の主務官庁

商標登録出願の審査及び商標権利の授与を司っている主務官庁は知的財産局であって、經濟部（通産省に相当）に属する下級機関である。知的財産局の中で商標業務を司っているのは商標組であって、目下商標組は六科（課）に分けられ、審査官140名がそれぞれ登録出願の審査、異議申立、無効審判、移転登録、使用権設定登録などの業務を取扱っている。

(四) 商標権の発生

商標権は登録を受けて初めて生じるもので、商標権侵害に対応するには、まず商標権を取得しなければならない。商標権を取得するには、保護を受けようとする対象商標および指定商品を決め、商標登録を司る主務官庁（知的財産局）へ登録出願の手続きを行い、主務官庁の審査を経て、商標公報に公告され、3ヶ月間の公告期間中に登録異議の申立を受けなければ、登録決定の運びとなる。

商標登録後、10年間の有効期間中に登録を受けた指定商品について商標を専用する権利があるほか、登録を受けた同一商品における類似商標、および登録を受けた同一商品の類似商品における同一、類似商標の使用を差止めることができる禁止権も有する。

商標権の有効期間中に、他人が権利者の同意を受けることなく、勝手に登録商標と同一または類似の商標を同一商品或いは類似の商品に使用すれば、商標権の侵害を構成し、当該他人は3年以下の懲役、拘留または罰金という刑事責任を負わなければならない。この他、損害賠償の民事責任を負うことになる。しかし、前述の通り、商標権の取得には登録出願してから登録決定を受けるまで1年近くを要し、ケースによってはこれ以上の時間を必要とする場合もありうるので、権利侵害が発生した時に直ちに対応できるよう、新しい商標の考案ができ次第、直ちに登録出願を行ったほうが無難である。

（五）商標調査

商標権については、特許と異なり仮の商標権が授けられないため、商標権を取得しなければ、商標権に基づいて侵害に対応することができない。従って、侵害行為に対処するには事前に商標権を取得することが必要であることは言うまでもない。

商標の登録は、同一、類似商品における他人の登録商標または先に出願した商標と同一或いは類似のものであってはならないので、同一、類似商品について出願しようとする商標と同一または類似する他人の登録商標または出願中の商標が存在するか否かを事前に確認することは重要である。無駄な手続きを避け、登録される可能性を確認し、また他人の権利侵害を構成するか否かを確認することを兼ね、出願前に同一、類似商品について他人の所有する同一、類似の登録商標または出願中の商標が存在するか否かを調査しておくことは必要不可欠である。

調査の結果、同一、類似の先願、先登録がなければ、直ちに登録出願の手続きを行い、権利取得を図ることができ、仮に同一、類似商品について同一、類似の先願、先登録を発見した場合、専門家である弁理士または弁護士と相談し、当該先願、先登録に対し、無効審判請求或いは異議申立を提起することを検討し、無効審判請求或いは異議申立が成立する見込みがあるようならば、無効審判請求或いは異議申立を提起すると同時に、登録出願を行い、先願の優勢を確保し、同一、類似の先願、先登録をつぶした後、商標権を取得することもできる。専門家との検討の結果、無効審判請求或いは異議申立に勝算がないと判断すれば、同一、類似の登録について3年以上不使用の事実があるか否かを調査し、3年以上不使用の事実があるなら、不使用取消審判の提起を検討するほか、先願、先登録の譲渡或いは取消について交渉を行う方法もある。無効審判請求或いは異議申立について勝算がなく、また不使用の事実がなければ、先願、先登録の権利者と交渉し、出願しようとする商標の使用を認め、当該先願、先登録に基づいて権利行使しないよう同意書を提出してもらう方法がある。

（六）登録出願

調査によって使用と登録の可能性が確認された後、出願手続きを行い、審査を経て公告査定を受け、3ヶ月間商標公報に公告することとなり、公告期間中に異議申立を受けなければ、登録査定を受け、商標権が授けられる。

（七）出願の審査

出願の審査は方式審査と実体審査に分けられる。方式審査は出願必要書類が完備しているかをチェックするほか、指定商品の区分、表現法につき審査する。出願書類に不足があれば補正を求められ、指定商品の区分または表現法が間違い或いは妥当でない認められる場合は、類別変更または表現法修正を求められる。方式審査が済んでから実体審査へ入り、他人の同一、類似商品における既登録或いは先願と同一或いは類似するような事情があるか否かを審査されると同時に、特別顕著性を有するか否かなどの不登録事由に該当するか否かを審査され、商標法に規定される不登録事由に該当する事由がなければ、公告査定が発行され、商標公報に3ヶ月間公告され、公告期間中に他人による異議申立が無ければ、期間満了により登録決定を受けることになり、10年の有効期間中登録を受けた商標について指定した商品につき専用権を有するほか、同一、類似商品における類似商標および類似商品における同一商標の使用を差止める禁止権を与えられる。

（八）商標類似

商標権の効力範囲は登録を受けた同一商標だけでなく、登録を受けた商標と類似する商標まで権利が及ぶものである。商標類似は、一般的な知識経験を有する一般購買者が商品を購入する際、通常の注意力を払い、両商標を全体的、離隔的に観察し、誤認混同を生ずるおそれがあるか否かで判断する。また、外観、称呼或いは観念のいずれかが同一であるか、或いは類似していれば、類似商標と認められる。

（九）商品類似

商標権の範囲は登録を受けた同一商品のほか、登録を受けた商品と類似の商品に同一、類似商標の使用を禁止することができる禁止権を含む。商品の類似は、知的財産局が頒布した類似商品群審査手引き（短冊）によって判断されるが、同一の類似商品群に属さなくても、一般的な社会通念、取引上の慣習により、商品の生産や販売場所、商品の原料・性質・用途・効能が同一であるかどうか、完成品と部品、付属品の関係にあるか否かなどをもって判断することになる。

（十）商標権侵害

実際の使用にあたっては同一、類似商品について商標登録を受けた商標と同一、類似のものが使用されれば、商標権侵害として対応することが検討される。商標権侵害に対しては、民事訴訟として差止請求と損害賠償請求をするほか、刑事事件として対処することもできる。

刑事事件として対処する場合、侵害事情の如何により警告状の発送或いは刑事告訴の提起によって対処することができる。侵害事情が軽微或いは侵害物品の生産ではなく、販売業務に関わるものであれば、侵害に関する証拠物件を入手し、侵害行為の停止および侵害物品の生産業者などに関する情報を開示するよう警告状を発送することができる。警告状を発送したにも関わらず、侵害物品の取扱いを停止しない場合や、或いは警告を無視した場合、入手した侵害に関する証拠物件を根拠に侵害訴訟を起こすことができる。ちなみに、侵害物品の取扱い業者に対し侵害訴訟を起こした場合、侵害物品の取扱い業者の悪意を証明しなければ、刑事訴訟は成立しない。悪意とは、不法な利益を貪るため自分の取扱う商品が商標権を侵害するものであることを認識しながら、侵害物品を輸出入、陳列、販売することを指す。

侵害物品の生産業者に関しては、侵害事情は往々にして嚴重であり、また権利者に対し実害を与えるので、侵害に関する証拠物件を入手したうえ、警告状を発送することなく直接刑事訴訟を起こすことが多い。

（十一） 商標権侵害の刑事責任

商標権侵害に関し、台湾の商標法によれば、侵害物品の取扱い業者あるいは生産業者の侵害状況によつて、それぞれ次の刑事責任が課されることとなる。

侵害商品の販売、陳列、輸出入をする業者は、1年以下の懲役、拘留若しくはNT\$50,000以下の罰金に科す、または併科する。侵害商品の生産業者は、3年以下の懲役、拘留若しくはNT\$200,000以下の罰金に科す、または併科する。

また、悪意をもって他人の登録商標にある文字を自分の会社あるいは商号の主要部として使用し、登録商標の指定商品と同一、類似の業務を取り扱い、利害関係人に使用停止を要求されたにも関わらず、使用停止しなかった場合、1年以下の懲役、拘留もしくはNT\$50,000以下の罰金に科す、または併科する。

（十二） 商標権侵害の民事責任

民事上においては差止請求をするほか、損害賠償を請求することもできる。損害賠償を請求する場合、権利侵害によって被った損害を立証し、損害額を請求することはできるものの、損害の立証は非常に難しく、この賠償請求はなかなか実現しにくいものである。従って、権利者の立証責任を軽減するため、商標法においては商標権侵害の損害賠償に特別の規定がおかれている。すなわち、以下の方法のいずれかにより賠償を請求することができる。

1. 権利侵害によって被った損害を立証して賠償を請求する。この場合、権利者は登録商標の使用によって通常得られる利益より、侵害後同一商標の使用によって得た利益を差し引いた差額をもって請求することができる。
2. 侵害者が権利侵害によって得た利益をもって請求することができる。侵害者がそのコストまたは必要経費を証明できなければ、侵害品の販売によって得られたすべての収入を利益とすることができる。
3. 押収した侵害物品の小売り価格の500倍から1500倍までの金額によって請求することができる。ただし、押収した侵害物品が1500個を超えた場合、その総数で計算した総額によって賠

償を請求できる。

損害賠償の請求に際し、侵害者が悪意によって当該侵害行為を行い、且つ侵害された商標が著名商標であれば、商標法のほか、公平交易法により損害額の3倍に相当する金額を請求することができる。

三、公平交易法の権利行使について

商標権及び特許権侵害の対応については、前述の通り、台湾において商標、特許につき登録を受けなければ、これらの権利侵害に対しそれぞれの権利に基づいて対応することができない。また、侵害されたものが商標でなくトレード・ドレス、商号であるときは、商標権、特許権の侵害に該当しないため、商標権、特許権侵害として対応することはできない。この場合、商標法、特許法の代わりに、公平交易法（日本の不正競争防止法に相当）によって救済を求めることができる。

未登録の商標、トレード・ドレス或いは商号、その他の商品シンボルが侵害されたとき、公平交易法によって対応する方法がある。侵害された商標、トレード・ドレス或いは商号、シンボルが台湾で著名であれば、公平交易法第20条に基づいて対処することができ、仮に侵害された商標、トレード・ドレス或いは商号、シンボルが台湾において著名ではなくても、侵害者が他人が先に使用をはじめた商標、トレード・ドレス或いは商号、シンボルと同一、類似のものを使用し、ただ乗り行為によって取引の秩序を乱し、公平を失するような事情があれば、公平交易法第24条に基づいて対処することができる。

（一）周知著名の証明

侵害された商標、トレード・ドレス或いは商号、シンボルが著名であるか否かを判断するとき、次の要件を満たすか否かがチェックされることになる。

1. 商標、トレード・ドレス或いは商号、シンボルの創作経緯、使用期間
2. 商標、トレード・ドレス或いは商号、シンボルの使用実績、広告実績
3. 商標の諸外国における登録状況
4. 商標、トレード・ドレス或いは商号、シンボルを使用する商品の市場におけるシェア
5. トレード・ドレス或いは商号、シンボルを使用する商品が新聞や雑誌で頻繁に取り上げられているか否か
6. トレード・ドレス或いは商号、シンボルを使用する商品の市場における評判、品質
7. 主官庁の見解

前述の要件を満たさない場合、公平交易法第20条の規定に基づいて救済を求めることは困難があるものの、他人の所有にかかる商品又は役務に用いられる商標、商号、包装パッケージ或いはその他のシンボルを剽窃し、取引秩序を乱し、不正競争を構成する事情があれば、公平交易法第24条の規定に基づいて救済を求めることができる。

(二) 公平交易法違反の責任

公平交易法に違反する場合、3年以下の懲役、拘留或いはNT\$100,000,000以下の罰金に処す、又は併処することになっているが、1999年2月3日に改正、公布された現行法によれば、公平交易法に違反する行為に対し、直接刑事事件として対処することはできず、その代わりに、まず主務官庁（公平交易委員会）に侵害行為停止の申立を行い、当該申立が受理され、且つ申立の理由が認められると、主務官庁から期限付きで不法行為の停止、改善、又は必要な是正措置が命じられる。それにもかかわらず、不法行為の停止、改善或いは是正措置を採らなかったとき、公平交易委員会から事件が送検され、或いは被害者が当該事実を立証できる証拠資料を提出することによって刑事訴訟を提起することができることになっている。訴えが提起される場合、検察官の取調べにより公訴が提起され、裁判所の公判によって3年以下の懲役などの実刑が言い渡される。

(三) 公平交易委員会への申立て

従って、公平交易法違反として対処する場合、前述の周知、著名を立証する証拠資料のほか、先方の侵害行為を示す製品サンプル、インボイス、領収書、宣伝広告の資料などを収集して、公平交易委員会に対し申立を行わなければならない、いきなり刑事事件として検察署或いは裁判所に対し告訴を行い、侵害者の刑事責任を追求することはできない。その代わりに、公平交易法違反として民事上の差止め及び損害賠償を請求するとき、必ずしも公平交易委員会に申立を行わなければならないわけではなく、直接裁判所に対し民事訴訟を起こして請求を行うことができる。但し、公平交易法に違反するか否かについては、裁判所は往々にして独自には判断せず、主務官庁の公平交易委員会の意見を聴取するよう事件を移転し、公平交易委員会の専門意見をもとに判決を言い渡すことが多い。裁判官は司法独立の原則により、公平交易委員会の専門意見に拘束されることなく、独自の判断で公平交易法違反となるか否かを認定するのが建前ではあるが、経験によれば、特別の事情がない限り、主務官庁である公平交易委員会の専門意見によって判決を言い渡すことになる。損害賠償の請求については、公平交易法に特別の規定はなく、民法の規定により損害額又は侵害者が侵害行為によって得た利益を立証して請求しなければならない。しかし、侵害者が故意に侵害行為を行ったのであれば、損害額の3倍まで請求することができる。

差止及び損害賠償の請求権は、侵害行為及び賠償義務者を知ってから2年間行使しなければ消滅する。また、侵害行為が行われてから10年以上経った場合もこの請求権は消滅する。

一方、公平交易委員会へ申立を行うほか、権利者から弁護士を通じて侵害者に対し侵害行為の差止と損害賠償を請求するよう警告状を出す方法がある。特に侵害事情が軽微で、また周知著名を立証する資料を収集するのに時間がかかり、或いは周知著名ではないが、侵害行為の差止を請求したい場合、警告状を出すことによって対応することができる。侵害者は警告状を受け取ることによって、権利者が真剣に権利侵害に対処していることを知り、刑事、民事責任を負うリスクがあることを認識することになるので、権利者の要求に従って侵害行為を停止することが期待できる。しかし、警告状の発送によって侵害者から損害賠償を得ることは、これまでの経験からはあまり期待できないことも事実である。

四、ドメインネームの紛争解決

インターネットを利用する人口が増え、インターネットにおいてウェブサイトを構築することは、電子ビジネスの展開において、ますます重要になってくる。この数多くのウェブサイト如何にして使用者にアクセスしてもらうかは、ホームページの内容、品質を維持することと同様に重要であり、従って、使用者が覚えやすく連想しやすい、また印象に残りやすいドメインネームへの需要が生じる、このような状況においては、インターネットで電子ビジネスを営む者は、自社の信用を代表する商号、商標或いは標章、記号を使用する必要性がおのずと生じてくる。しかし、ドメインネームの取得は“先に登記した者が勝ち”という原則が採用されており、しかも登記料金さえ払えば、ドメインネームの使用権利を有することを証明する必要がないので、他人が使用している商号、商標、標章或いは記号を襲用し、ドメインネームとして登記するケースが多くなり、取引上の秩序を乱し、ドメインネームとしての出所表示機能が果たせなくなる事態が生じてくる。その結果、ドメインネームと、商号、商標、標章或いはその他会社の信用を代表するシンボルとバッティングする場合、如何にして、こうした問題と紛争を解決するかが重要となる。このドメインネームの紛争解決のため、ドメインネーム登記を司る台湾網路情報センター（TWNICと略称する）が“ドメインネーム紛争解決ルール”を制定した。この“ドメインネーム紛争解決ルール”は2001年3月8日に制定され、2001年4月7日から施行された。また、TWNICは台北弁護士会及び情報促進会科技法律センターを指定して、紛争事件の審査を任せている。この紛争解決ルールによれば、次の事情に該当するとき、前述の審査機構に対しドメインネームの取消或いは移転を申立てることができる。

1. ドメインネームが他人の商標、サービスマーク、氏名、商号或いはその他の記号と同一である又は類似し、混同誤認を生じる。
2. ドメインネーム権利者がドメインネームにつき権利又は正当な利益を有していない。
3. ドメインネーム権利者が悪意をもってドメインネームを登記、使用する。

以上の3つの条件を同時に満たせば、利害関係者は審査機構に対しドメインネーム登記の取消或いは移転を請求することができる。

ドメインネーム権利者が悪意をもってドメインネームの登記、使用をしているか否かを判断する場合、次の各点が審査のポイントとなる。

1. ドメインネーム権利者が転売或いはレンタルの目的でドメインネーム登記し、若しくは申立人或いは競争相手から登記経費以上の代価を取得する。
2. ドメインネーム登記の目的が商標、サービスマーク、商号或は記号の所有者による同一ドメインネームの登記を防ぐことにある。
3. ドメインネーム登記の目的が競争相手の営業を妨害することにある。
4. ドメインネーム権利者がドメインネームの使用によってインターネットにおいて申立人の商標、サービスマーク、商号或いは記号との混同誤認を生じさせる。

ドメインネーム紛争解決のため、審査機構に申立がなされたとき、申立人が費用を負担し1人から3人までで構成されるパネルによる審査方式を選択することができる。申立人が1人により構成されるパネルによって審査させる場合、ドメインネーム登記権利者は2人または3人から構成されるパネルにより審査させるよう請求することができる。この場合、申立人とドメインネーム権利者は均等に費用を分担する。審査パネルに決定を求めるのはドメインネーム登記の取消或いは移転に限られ、パネルの決定に対し、決定送達後12日以内に訴訟を起こして不服を申立てること

とができる。前述の期間内に訴訟を起さない場合、ドメインネーム登記主管庁はパネルの決定に基づいてドメインネームの取消或いは移転をすることとなる。

ドメインネーム紛争解決に際し、申立人は審査機構に申立をするか或いは訴訟を起すか、選択することができ、またドメインネーム権利者が審査機構の審査期間中に訴訟を起すこともできる。一旦訴訟が起こされれば、審査パネルは審査手続きを中断、停止することができる。

*第一号TWNICドメインネーム紛争処理案件結果公表

TWNIC（中国語名称：台湾網路資訊中心）により認可を受け、ドメインネーム紛争処理機関の資格を有する資策會（資訊工業策進會、Institute for Information Industry）科技法律中心（科学技術法律センター）は、2001年8月6日TWNICのドメインネーム紛争処理法及び実施要点にもとづき、専門家チームにより、ドメインネーム紛争処理案件に関する最初の判断を下した。申立人である米国企業Mars Incorporatedはドメインネーム <<http://www.m-ms.com.tw>> の使用権を取得した。

米国企業Mars Incorporatedは <m&m's> チョコレート製品登録商標の所有者である。Mars Incorporatedは、<m&m's> は著名商標であり、ドメインネーム <<http://www.m-ms.com.tw>> の主要部分である <m-ms> と当該商標は類似しており、かつ原登録者には当該ドメインネームを登録する権利又は正当な利益がないと主張した。このほか申立人は、原登録者は使用者にMars Incorporatedの登録商標と混同を生じさせることによって使用者を誤誘導し、登録者のホームページにアクセスさせることを意図していると、見做している。原登録者は上記の指摘を否認し、法に従って取得したドメインネーム登録であると主張し、かつ原登録者の会社営業項目と申立人の営業項目は異なるとして抗弁している。

本案件専門家チームは、主要部分の総体的な観察及び比較という原則にもとづいて、<m-ms> と <m&m's> 商標の主要文字部分は、読みと外観が極めて類似していると認めた。また、原登録者が当該ドメインネーム使用に関して自らが有する権利又は正当な利益を積極的に証明しなかったこともあり、専門家チームは、<m&m's> は著名商標であり、原登録者はそれが他人の著名商標であることを明らかに知りながら申立人の著名商標に類似する主要文字部分をもって当該ドメインネームの登録を申請したものであり、こうした行為は申立人の著名商標が表彰する商品品質及び会社の商業上の信用、グッドウィルに乗じる不当な便乗効果を生じるものであると認めた。

また、一般的なインターネット使用にもとづけば、通常、会社名称又は商標の主要部分をもって当該企業の登録するドメインネームとすることが期待される。属性型英文ドメイン（Attributed English domain）の使用可能な文字には“&”と“'”の記号が含まれておらず、消費者が<m-ms>を<m&m's>と誤認し、かつ当該ホームページの内容が提供する商品及びサービスが申立人の提供するものであると誤認する可能性は極めて高い。従って、本案件について、原登録者が登録した当該ドメインネームは、インターネット使用者を誘引又は誤誘導することによって当該ホームページに目を通させる結果を招いているため、申立人に<m-ms>のドメインネーム使用権取得を認めた。

台湾における知的財産権侵害事件の判決結果（確定判決）

単位：人

権利	年度	判決内容と人数												懲役、拘留に 罰金併科	
		有罪											無罪		その他
		合計	計	六ヶ月以下	六ヶ月以上 一年未満	一年以上 二年未満	二年以上 三年未満	三年以上 五年未満	五年以上	拘留	罰金				
合計	2000.1-6	1141	551	357	34	92	2	0	0	47	19	259	331	42	
	2001.1-6	1616	1082	680	66	2	6	0	0	102	38	197	337	65	
著作権法違反	2000.1-6	747	314	190	22	89	1	0	0	0	12	148	285	19	
	2001.1-6	1120	723	461	56	182	5	0	0	3	16	102	295	47	
商標法違反	2000.1-6	279	217	194	12	3	1	0	0	41	6	52	10	19	
	2001.1-6	431	347	211	10	8	1	0	0	97	20	69	15	47	
特許法違反	2000.1-6	115	20	13	0	0	0	0	0	6	1	59	36	4	
	2001.1-6	65	12	8	0	0	0	0	0	2	2	26	17	0	

台湾における知的財産権侵害事件の判決結果（確定判決）

単位：人

権利	年度	判決内容と人数												懲役、拘留に罰金併科	
		有罪											無罪		その他
		合計	計	六ヶ月以下	六ヶ月以上 一年未満	一年以上 二年未満	二年以上 三年未満	三年以上 五年未満	五年以上	拘留	罰金				
合計	2000.7-12	1451	896	560	55	156	3	0	1	79	42	183	372	45	
	2001.7-12	1622	1089	705	69	187	13	0	0	87	28	180	353	81	
著作権法違反	2000.7-12	988	551	328	47	152	3	0	1	1	19	101	336	27	
	2001.7-12	1200	793	531	54	181	13	0	0	3	11	101	306	69	
商標法違反	2000.7-12	400	333	223	7	4	0	0	0	78	21	54	13	16	
	2001.7-12	349	289	170	14	6	0	0	0	83	16	51	9	11	
特許法違反	2000.7-12	63	12	9	1	0	0	0	0	0	2	28	23	2	
	2001.7-12	73	7	4	1	0	0	0	0	1	1	28	38	1	

上記一覧表から分かるように、2000年度より2001年度における知的財産権侵害事件の数は増加する一方であるが、表の内容をみれば著作権法違反のケースが一番多く、3分の2以上も占めていることが分かる。著作権は創作が完成した時点で登録手続きを経ずに生じるもので、登録を待たずに権利行使することができるので、権利侵害のケースも多いのではないかとと思われる。また、判決の内容を見れば、ほとんどは6ヶ月以下の懲役刑が言い渡されており、1年以上の懲役刑が言い渡されるケースは多くない。

五、刑事訴訟及び民事訴訟の手続き

特許権または商標権が侵害された場合、侵害行為を為した者は刑事責任を負わなければならないので、刑事訴訟を起こして対応することができる。公平交易法違反については、直接刑事事件として扱うことができず、まず公平交易委員会へ不正競争行為の停止を命ずるよう申し立てなければならない。公平交易委員会より容疑者に対し不正競争行為の停止を命じたにも拘わらず、容疑者が不正競争行為を停止しなかった場合、はじめて刑事事件として対処することができるようになる。

(一) 刑事訴訟の手続き

刑事訴訟を起こす場合、下記の手続きに従って進めることとなる。

1.警察当局(調査局を含む)または検察官へ刑事告訴を提起

刑事告訴を行う場合、家宅捜索によって侵害物品及び関連書類を押収することを目的とし、権利侵害を立証できる証拠物件のほか、権利が授けられたことを証明できる権利証書コピーなどの書類をもって、警察当局、調査局或いは検察官に告訴を提起することとなる。調査局(特捜隊に相当)はかつて国家安全、麻薬あるいは拳銃などの重大案件しか取り扱っていなかったが、最近知的財産権侵害事件にも携わるようになった。しかし知的財産権侵害事件に携わってはいるが、大規模な侵害事件でなければ、摘発に協力してくれないのが現状である。また、經濟部模倣商品査禁小組へ協力を求める方法もあるが、この小組は行政機関であって司法機関でないため、強制捜査権を持っておらず、権利者からの告訴を受けたとき、当該告訴をその他の司法警察へまわして協力を依頼することとなる。ただし、侵害物品が輸出入される場合、当小組の力を借りて水際作戦を立てることが効果的である。

検察官へ直接告訴を提起すると、事情によっては家宅捜索をすることなく、取り調べを行うことになる可能性があるため、通常は警察当局或いは調査局へ刑事告訴を行い、かかる刑事告訴に基づいて検察官へ捜索令状の下付を申請し、捜索令状が発行されたら、侵害者の工場または倉庫へ立入り検査をし、侵害物品及び関連書類の押収を図ることができる。

現場捜査によって侵害物品を押収した後、警察当局より権利者と侵害者の調書に、侵害物品のサンプルを添付して送検する。

また、台湾では自訴という制度があり、警察当局或いは検察官への告訴を省き、直接裁判官に対し自訴を起こす方法もある。しかし、自訴を提起する場合、往々にして家宅捜索をせずに直接侵害、非侵害を審理されることになるため、侵害事実に関しよほどの証拠物件を持っていないければ、自訴制度の利用は不利になることが多い。

2.検察官の取調べ

検察官が警察から関連書類の送付を受けたとき、期日を定め、当事者を召喚して事情聴取をし、商標権侵害の疑いがあると認められれば、公訴を提起して裁判所に送致することになる。権利侵害の疑いがないと認められた場合は不起訴処分となる。通常起訴または不起訴の決定が下されるまで、約3ヶ月から6ヶ月を要し、ケースによっては1年近くかかることもありうる。

商標権侵害については、検察官が独自に判断することができるのに対し、特許権侵害については技術をめぐる紛争であるため法科出身の検察官にとって独自に侵害の有無を判断することは困難であり、専門機構の鑑定が必要となる。専門機構の鑑定が必要であるため、また無効審判との関係で、起訴・不起訴の処分が下りるまでかなりの時間を要するのが現状である。

3.不起訴処分に対する再議

検察官より不起訴処分を受けたとき、処分から七日以内に不服として検察官に再議を申請することができる。再議申請が認められれば、差戻されて再捜査することになるが、却下されれば、不起訴処分が確定し、それ以上不服を申し立てることはできない。

4.裁判所の公判

検察官の取り調べによって公訴が提起される場合、裁判所において公判が行われ、有罪或いは無罪という判決が言い渡されることとなる。裁判所の公判においては、検察官と被告が当事者になって攻撃防御を行い、権利者が告訴人として検察官を補助し、裁判官は双方の当事者の攻撃防御を斟酌し有罪、無罪の判決を言い渡す。

5.地裁判決に対する控訴、上告

特許権、商標権の侵害についての法定刑はいずれも3年以下の懲役であるため、二審終結で、最高裁まで上告することができないのに対し、著作権侵害、特に常習犯の法定刑は1年以上7年以下となっているため、最高裁まで争うことができる。また、刑事告訴を提起する場合、前述のとおり、検察官と被告が当事者になるため、裁判所の判決に対し不服があれば、告訴者は直接控訴を提起することができず、検察官に対し控訴を提起してもらうよう請求しなければならない。

(二) 民事訴訟の手続き

民事訴訟を起こして差止請求をするほか、損害賠償を請求することができる。損害賠償の請求については前述のとおり、侵害された権利の如何によって法定賠償額を請求するか、或いは損害を立証して賠償を請求することとなる。また、侵害された権利によって最高賠償額も異なる。

1.民事訴訟と付帯私訴

差止請求と損害賠償を請求する場合、通常の民事訴訟のほか、刑事訴訟を起こしていれば、付帯私訴を利用して差止請求と損害賠償を請求することができる。通常の民事訴訟を起こす場合、請求の賠償額の1パーセントを訴訟費用として納めなければならないのに対し、付帯私訴の場合、

刑事訴訟に付属しているため、刑事事件と同様訴訟費用を納める必要はない。

しかし、付帯私訴は地方裁判所の公判になってから、はじめて提起することができるもので、損害賠償請求の2年の時効について特に注意を要する。また、特許侵害については侵害、非侵害の鑑定に時間を要し、また無効審判請求がされたら、なおさら時間がかかってしまうことになるため、検察官が公訴を提起するまでに、2年の時効が過ぎてしまう可能性があり、その場合は請求権を確保するため、時効の経過を待たずに直ちに通常の民事訴訟を起こして賠償請求をしなければならない。

一方、検察官の取り調べが行われている最中に、2年の時効が過ぎる直前に刑事告訴を取りやめ、自訴に切り替えて付帯私訴を提起する方法がある。しかし、刑事訴訟法の規定によれば、親告罪である特許権侵害については、検察官の取り調べ中に告訴から自訴に切り替えることはできるものの、商標権侵害は親告罪ではないため、一旦告訴をして検察官が取り調べを行った以上、告訴を取りやめ自訴に切り替えて付帯私訴を提起することは認められないので、時効の経過を待たずに直ちに民事訴訟を起さなければならず、この点にも注意を要する。

2. 仮処分

訴訟を提起する前に侵害行為を停止させるためには、仮処分を申請する方法がある。また、侵害訴訟が進行する間に、侵害者が侵害行為を継続するのであれば、訴訟が確定するまで侵害行為の停止を請求するよう仮処分を申請することもできる。仮処分を申請する場合、通常裁判所が命じた担保を供さなければならず、担保金の額は侵害容疑者が侵害品の生産、販売停止によって被る損害分をベースにして計算されることになる。

3. 仮差押

また、損害賠償請求をする間に、侵害者がその所有に係る資産を処分、譲渡するような恐れがあれば、事前に仮差押えを申請することができる。仮差押えを申請するとき、差押えをしようとする財産の価値の三分の一に相当する金額の担保を提供する必要がある。

一方、被告に資産がなければ、勝訴の判決をもらったとしても、強制執行できないただの白紙となるため、損害賠償を請求する前に被告に果たして資産があるのかを確認するため、調査会社を通じて被告の資産状況を調べる必要がある。

4. 信用毀損と判決掲載

民事訴訟については、前述の差止請求と損害賠償請求のほか、信用毀損に対し賠償を請求することができ、また特許権、商標権あるいは著作権侵害が認められた判決を新聞、雑誌に掲載するよう請求することができる。

添付資料

台湾特許法

2002年1月1日施行

第一章 総則

- 第1条 本法は、発明および創作を奨励、保護、利用し、産業の発展を促進するために制定される。
- 第2条 本法で特許とは次に掲げるものをいう。
1. 発明特許
 2. 実用新案登録
 3. 意匠登録
- 第3条 本法の主務官庁は経済部である。
経済部は、専門機関を指定して前項の業務を行わせる。
- 第4条 外国人の属する国と中華民国が共同して特許保護に関する国際条約に加盟していない場合、又は相互に特許を保護する条約や協定又は団体や機構間で特許保護に関する経済部が認可した協議がない場合、又は当該外国人の本国が中華民国国民による特許出願を受理しない場合は、当該外国人の特許出願を受理しないことができる。
- 第5条 特許出願権とは、本法により特許出願をする権利をいう。
特許出願権者とは、本法で別に規定がある場合、又は契約で別段の定をした場合を除き、発明者、考案者、又はその譲受人や相続人をいう。
- 第6条 特許出願権及び特許権は、いずれも譲渡又は相続することができる。
特許出願権は、質権の目的とすることができない。
特許権を目的として質権を設定した場合、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該特許権を実施することができない。
- 第7条 従業者が職務上完成した発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権および特許権は、使用者に帰属する。使用者は従業者に相当の対価を支払わなければならない。但し、契約で別段の定をした場合は、それに従う。
前項の職務上完成した発明、実用新案又は意匠とは、従業者が雇用関係下の業務で完成した発明、実用新案又は意匠をいう。
一方が出資し他人に研究開発を委託する場合は、その特許出願権および特許権の帰属は双方の契約の取り決めによる。契約がない場合、特許権は、発明者又は考案者に帰属する。但し、出資者が、その発明、実用新案又は意匠を実施す

ることができる。

第1項、第3項の規定により、特許出願権及び特許権が使用者又は出資者に帰属する場合、発明者又は創作者は氏名表示権を有する。

第8条

従業者が職務上完成したものでない発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は従業者に帰属する。但し、その発明、実用新案又は意匠が使用者の資源又は経験を利用したものである場合、使用者が従業者に対し相当の対価を支払えば当該企業においてその発明、実用新案又は意匠を実施することができる。

従業者が職務外で発明、実用新案又は意匠を完成した場合は、直ちに書面で使用者に通知しなければならない。必要があれば、創作の過程も告知しなければならない。

前項の書面通知の送達から6ヶ月以内に使用者が従業者に対し反対の意を示さなければ、当該発明、実用新案又は意匠が職務上の発明、実用新案又は意匠であることを主張できない。

第1項の対価について争議がある場合は、特許主務官庁がこれを協議させる。

第9条

前条の従業者と使用者間で交わされた契約で、従業者がその発明、実用新案又は意匠の権益を享受できないように定めるものは無効とする。

第10条

使用者又は従業者は、第7条及び第8条で定める権利の帰属に関し争議があり協議が成立した場合、証明書類を添付して特許主務官庁に権利者の名義変更を申請することができる。特許主務官庁が必要と認める際は、その他の法令によってなされた調停、仲裁又は判決に関する書類を添付するように当事者に通知することができる。

第11条

特許主務官庁は、外国及び、遠隔又は交通不便の地に居住する者に対し、職権で又は請求によって、特許主務官庁に対してなすべき手続きの法定期間を延長することができる。

第12条

出願人が特許出願及び特許に関する事項を処理する際、特許代理人に委任してこれを行うことができる。

中華民国内に住所又は営業所を有さない者は、特許出願又は特許に関する事項を処理する際、特許代理人に委任してこれを行わなければならない。

特許代理人は、中華民国国内に住所を有さなければならない。特許代理人が専業者である場合、法律に別に規定がある場合を除き弁理士でなければならない。弁理士の資格及び管理は別に法律で定める。法律が制定されるまでは特許代理人規則に基づいて処理する。

第13条

特許出願権が共有に係る場合、共有者全員により出願が提出されなければならない。

2人以上が共同で特許出願以外の特許に関する手続きを行う場合は、出願の取り

下げ又は放棄、本法第32条の分割出願、第68条の特許権の分割、出願変更、又は本法における別の取り決めにより共同署名しなければならない場合を除き、各自が単独でそのほかの手続きを行うことができる。但し、代表者を定めた場合は、それに従う。

前2項のように共同署名しなければならない状況においては、そのうちの1人を送達を受けるべき者として指定しなければならない。送達を受けるべき者の指定がない場合、特許主務庁は第1順位の出願人を送達を受けるべき者に指定し、並びに送達事項をその他の者に通知しなければならない。

第14条 特許出願権が共有である場合は、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡することができない。

第15条 特許出願権を継承した者は、出願時に継承人の名義で特許出願をしなかったり、出願後特許主務官庁に名義変更を申請しなかった場合、第三者に対抗することができない。

前項の名義変更を申請する場合は、譲受又は相続を問わず、証明書を添付しなければならない。

第16条 特許主務官庁の職員及び特許審査員は、その在職期間において、相続の場合を除き、特許出願、及び直接間接を問わず特許に係るいかなる権益をも受けることもできない。

第17条 特許主務官庁の職員及び特許審査員は、その職務上知り得た又は持ち得た特許に係る発明、実用新案、意匠、又は出願人の事業上の秘密に対し、守秘義務を負う。

第18条 特許に関する出願及びその他の手続きをなすべき者が、法定又は指定の期間内に手続きをしなかったり費用を納付しなかった場合は、その手続きを受理してはならない。但し、処分を受ける前に補正を行った者に対してはその手続きを受理しなければならない。

天災又は自らの責任に帰することのできない事由により法定期間を遅延した場合は、その原因が消滅した日から30日以内に書面をもって理由を説明し特許主務官庁に現状回復を申請することができる。但し、法定期間の遅延が1年を超えた場合は、この限りでない。

現状回復を申請する場合、同時にその期間内になすべき手続きを補完しなければならない。

前2項の規定は、異議申立には適用しない。

第18条の1 査定書又はその他の書類を送達する方法がない場合は、特許公報に掲載しなければならない。公報に掲載した日から30日を経過した後、送達が完了したものとみなす。

第二章 発明特許

第一節 特許要件

- 第19条 発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
- 第20条 産業上の利用に供することのできる発明は、次に掲げるものを除き、本法により特許を受けることができる。
1. 出願前、既に刊行物に記載されたり又は公然使用をされたもの。但し、研究又は実験のために発表又は使用し、その発表又は使用の日から6ヶ月以内に特許出願をした場合は、この限りでない。
 2. 出願前に、既に展覧会で展示されたもの。但し、政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示され、且つ展覧の日から6ヶ月以内に特許を出願する場合は、この限りでない。
- 出願前の技術又は知識を運用し、当該技術を熟知する者により容易に完成できる発明は、前項各号に該当しないにもかかわらず、本法により発明特許を受けることができない。
- 出願人が第1項第1号の但し書又は第2号の但し書の事情を主張する場合、出願時に、事実及びその年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。
- 第20条の1 特許出願に係る発明が、その出願より先に出願され、かつその出願後初めて公開又は公告された発明特許若しくは実用新案登録出願に添付される明細書又は図面に記載された内容と同一である場合は、特許を受けることができない。但し、当該出願人と先に出願された発明又は実用新案登録の出願人が同一である場合は、この限りでない。
- 第21条 次のいずれかに該当するものは、発明特許を受けることができない。
1. 動物及び植物の新品種。但し、植物の新品種の育成方法はこの限りでない。
 2. 人体又は動物の病気の診断、治療又は手術の方法。
 3. 科学原理又は数学方法。
 4. 遊戯及び運動の規則又は方法。
 5. その他、人間の推理力又は記憶力に頼らなければ実施できない方法又は計画。
 6. その発明が公序良俗又は公衆衛生を害する場合。

第二節 出願

- 第22条 発明特許を出願しようとする場合は、特許出願権者が願書、明細書、必要な図面及び宣誓書を備えて、特許主務官庁にこれを申請する。
- 特許出願権者が使用者、譲受人又は相続人である場合、発明者の氏名を明記し、

且つ雇用、譲受又は相続の証明書類を添付しなければならない。

第1項の明細書には、特許請求の範囲のほか、当該技術を熟知する技術者がその内容を理解しその実施をすることができる程度に関連の先行技術、発明の目的、技術的内容、特徴及び効果を記載しなければならない。

前項の特許請求の範囲には、特許請求の対象、技術的内容及び特徴を具体的に記載しなければならない。

明細書、図面及び特許請求の範囲の記述方式は、施行規則でこれを定める。

第23条 発明特許の出願は、手数料が納入され且つ前条第1項に規定する願書、明細書及び必要な図面が揃った日をもって出願日とする。その明細書及び図面が外国語で提出された場合、特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文を補正しなければならない。処分前に補正した場合、補正の日をもって書類が揃った日とする。

第24条 出願人が、同一の発明について、中華民国と相互に優先権を承認する外国において最初に法律に則って特許出願し、且つ最初の特許出願の日の翌日から12ヶ月以内に、中華民国に特許出願をする場合は、優先権を主張することができる。出願人が前項の規定により1つの出願にあたって2つ以上優先権を主張する際は、その優先権期間は最初の優先権日の翌日より起算する。

外国の出願人が、所属する国と中華民国とが相互に優先権を承認していない場合にも、互恵関係にある国の領域内に住所又は営業所を有していれば、第1項の規定により優先権を主張することができる。

優先権の主張があった場合は、その特許要件の審査は優先権日を基準とする。

本条により主張する優先権日は、1994年1月23日より前に溯ることはできない。

第25条 前条の規定により優先権を主張しようとする者は、特許出願と同時に、声明を提出し、且つ外国での出願日、出願番号及びその出願を受理した国を願書に記載しなければならない。但し、出願番号を知ることができない場合は、その事由を願書に明記しなければならない。

出願人は、出願の日から3ヶ月以内に当該外国政府によって当該特許が受理された旨を証明する出願書類を提出しなければならない。前項の但し書に掲げる状況がある場合は、同時に同一の出願であることを証明する書類を添付しなければならない。

前2項の規定に反する場合は、優先権を失う。

第25条の1 出願人が中華民国においてその先に出願した発明又は実用新案に基づいて特許を出願する場合、先願出願時の明細書又は図面に記載された発明若しくは創作に基づいて優先権を主張することができる。但し、次のいずれかに該当する場合は、優先権を主張することができない。

1. 先願出願の翌日から既に12ヶ月を経過した場合。

2. 先願において記載された発明若しくは創作において既に第24条又は本条の規定により優先権を主張した場合。
3. 先願は第32条第1項の規定による分割出願又は第101条の規定による変更出願である場合。
4. 先願が既に査定された場合。

前項の先願は、その出願日の翌日から15ヶ月を経過したときに取り下げたものとみなす。

先願出願日の翌日から15ヶ月を経過した後は、優先権の主張を取り下げることができない。

第1項により優先権を主張した特許出願が先願出願日の翌日から15ヶ月以内に取り下げられた場合は、同時に優先権の主張も取り下げられたものとみなす。特許出願人が1つの出願において2以上の優先権を主張する場合、その優先権期間は最初の優先権日の翌日より起算する。

優先権が主張された場合、その特許要件の審査は優先権日を基準とする。

第1項により優先権を主張しようとする者は、特許出願と同時に声明を提出し、且つ先願の出願日及び出願番号を願書に明記しなければならない。出願人が出願時に声明を提出しなかったり、又は先願の出願日及び出願番号を明記しなかった場合は、優先権を失う。

本条により主張する優先権日は、本2001年10月4日改正法の施行日(訳者注: 2001年10月26日) により前に溯ることができない。

第26条

微生物の新品種に係わる又は微生物を利用する発明特許を出願しようとする場合、出願人は出願前に当該微生物を特許主務官庁指定の国内寄託機関に寄託し、且つ寄託機関、寄託日及び寄託番号を願書に明記しなければならない。但し、当該微生物が当該技術を熟知する者により容易に取得できる場合には、寄託する必要はない。

出願人は出願日の翌日から3ヶ月以内に寄託証明書を提出しなければならない。期限を過ぎても当該証明書を提出しなかった場合は、寄託しなかったものとみなす。

出願前既に特許主務官庁が認可した外国寄託機関に寄託し、出願時にその事実を表明し、且つ前項に規定する期間の内に特許主務官庁指定の国内寄託機関に寄託した旨の証明書類及び外国寄託機関発行の証明書類を提出する場合には、出願前に国内寄託機関に寄託しなければならないとする第1項の制限を受けない。

第1項の微生物寄託に係わる受理要件、種類、形態、数量、費用及びその他の寄託執行に関わる規則は、特許主務官庁が定める。

第27条

同一の発明について、2以上の特許出願があった場合は、その最初に出願したも

のについてのみ特許を受けることができる。但し、後に出願した者が主張する優先権日が先に出願した者の出願日より早い場合は、この限りでない。

前項の出願日又は優先権日が同日である場合は、出願人に協議により定めるよう通知しなければならない。協議が成立しない場合は、いずれの出願人も発明特許を受けることができない。

各出願人が協議する場合、特許主務官庁は適当な期間指定して当該協議結果を申告するよう出願人に通知しなければならない。当該期限を過ぎても申告しない場合は、協議が成立しなかったものとみなす。

前3項の規定は、同一の発明又は創作がそれぞれ発明特許及び実用新案登録を出願する場合に準用する。

第28条 (削除)

第29条 他人の発明又は実用新案を利用して再発明をした場合、発明特許を出願することができる。

前項の再発明とは、他人の発明又は実用新案の主要技術的内容を利用して完成した発明をいう。

第30条 原発明者及び他人が、同一の再発明について同日に出願をした場合、原発明者のみが発明特許を受けることができる。

第31条 発明特許を出願する場合は、1つの発明ごとに個別に出願しなければならない。但し、2つ以上の発明が、利用上分離できず、且つ次のいずれかに該当する場合は、1つの願書で出願することができる。

1. 発明の主要構成部分を利用したもの。
2. 発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法、その物を使用する方法、当該物を生産する機械、器具、装置又は専ら当該物の特性を利用する物。
3. 発明が方法の発明である場合において、その方法の実施に直接使用する機械、器具又は装置。

第32条 特許を出願した発明が実質上2つ以上の発明である場合は、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。

前項の分割出願は、出願再審査の査定前に提出しなければならない。分割出願が受理された場合は、最初の出願日を出願日とする。優先権がある場合、優先権を主張ことができ、且つ原出願で既に完成した手続きについて審査を続行しなければならない。

第33条 (削除)

第34条 発明が、特許出願権者でない者により出願され、異議申立により特許を受けることができないことが確定した場合は、特許出願権者が異議確定の日の翌日から60日以内に出願した場合に限り、当該特許出願権者でない者の出願日をもつ

て当該特許出願人の出願日とする。

第35条 発明が、特許出願権者でない者により出願され、特許を受けた場合は、特許出願人がその特許出願の審査確定後2年以内に無効審判を請求し、且つ特許を無効にすべき旨の審決が確定した日の翌日から60日以内に特許出願をした場合限り、当該特許出願権者でない者の出願日を当該特許出願権者の出願日とする。

第三節 審査及び再審査

第36条 特許主務官庁は、発明特許出願の実体審査に対し、特許審査員を指定し審査させなければならない。

特許審査員の資格は、法律で定める。

第36条の1 特許主務官庁が、発明特許出願書類を受理した後審査の結果、様式の規定に合致しない箇所がなく、且つ公開すべきでない事情がないと認めた場合には、出願日の翌日から18ヶ月後に当該出願を公開しなければならない。

優先権主張があった場合、前項の期間は優先権日の翌日より起算する。2つ以上の優先権を主張する際は、最初の優先権日の翌日より起算する。

特許主務官庁は、出願人の請求により、早期に出願を公開することができる。

発明特許の出願が、次のいずれかに該当する場合は、公開しない。

1. 出願の翌日から15ヶ月以内に取り下げられる場合。
2. 国防上機密又はその他の国家安全に係る機密に関する場合。
3. 公序良俗を害する場合。

第36条の2 発明特許出願日の翌日から3年以内に、何人も、特許主務官庁に対しその発明特許出願について実体審査の請求をすることができる。

第32条第1項の規定により分割出願する又は第101条の規定により特許出願へ出願変更し、前項の期間を過ぎた場合は、分割出願又は出願変更を行った翌日から30日以内に、特許主務官庁に対し実体審査の請求をすることができる。

前二項の規定により行った審査の請求は取り下げることができない。

第1項又は第2項に規定される期間内に実体審査を請求しなかった場合は、当該発明特許出願が取り下げられたものとみなす。

第36条の3 前項の規定により審査の請求をする場合は、請求書を提出しなければならない。

特許主務官庁は、審査が請求された旨、特許公報に掲載しなければならない。

発明特許出願人以外の者から審査が請求された場合、特許主務官庁はその旨を発明特許出願人に通知しなければならない。

微生物の新品種に係わる又は微生物を利用する発明特許の出願人は、審査を請求する際に、寄託機関発行の生存確認証明書類を提出しなければならない。発明特許出願人以外の者から審査の請求が提起された場合、特許主務官庁は発明特許出願人に3ヶ月以内に生存確認証明書類を提出するよう通知しなければな

- らない。
- 第36条の4 発明特許出願の公開後から公告前に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施している場合、特許主務官庁は、請求により当該特許出願を優先的に審査することができる。
- 前項の請求をしようとする者は、関係証明書類を提出しなければならない。
- 第36条の5 発明特許出願人は出願公開後、かつて発明特許出願内容について書面による通知を行ったにもかかわらず、通知後公告前に依然として当該発明を業として実施し続けた者に対し、当該発明特許出願の審査が確定して特許権を受けた後、適当な補償金の支払いを請求することができる。
- 公開されている発明特許出願であることを明らかに知りながら公告前に業として当該発明を実施し続けた者に対しても、前項の請求をすることができる。
- 前二項の規定による請求権は、その他の権利の行使を妨げない。
- 第1項、第2項による補償金の請求権は、審査が確定した日の翌日より2年以内に行使しなければ、消滅する。
- 第36条の6 前5条の規定は、本2001年10月4日改正法の施行日から1年後（訳者注：2002年10月26日）に提出される発明特許出願について適用する。
- 第37条 特許審査員が次のいずれかに該当する場合、除斥される。
1. 本人及びその配偶者、元配偶者、又は婚約者が、当該特許の出願人、代理人、代理人のパートナー、又は代理人と雇用関係にある者である場合。
 2. 現在当該特許の出願人、又は代理人の四親等内の血族又は三親等内の姻族である又はかつてこれらの関係にあった場合。
 3. 本人及びその配偶者、元配偶者、又は婚約者が、当該特許について、特許出願人と共同権利人、共同義務人又は償還義務人の関係にある場合。
 4. 当該特許の出願人の法定代理人、又は家長、家族である又はかつてこれらの関係にあった場合。
 5. 当該特許の出願人の訴訟代理人、又は補佐人である又はかつてこれらの関係にあった場合。
 6. 当該特許の証人、鑑定人、異議申立人、又は無効審判の請求人である又はかつてこれらの関係にあった場合。
- 特許審査員が除斥されるべきであるにもかかわらず除斥されなかった場合、特許主務官庁は、職権又は請求によりその処分を取り消した後、別に適当な処分をすることができる。
- 第38条 出願について審査した後、査定書を作成し、特許出願人又はその代理人に送達しなければならない。
- 拒絶すべき旨の査定をする際は、査定書に理由を記さなければならない。
- 査定書には特許審査員が署名しなければならない。再審査、異議申立の審査、

無効審判の審査及び特許権存続期間延長登録請求の審査も同様とする。

前項の審査員の署名は、本法の施行後1年以内に実施しなければならない。

第39条 発明が審査により拒絶理由がないと認められた場合は、特許を許可し、その特許請求の範囲および図面を公告しなければならない。

公告された特許について、何人も、その査定書、明細書、図面、宣誓書、及び全ファイル資料の閲覧、抄録、撮影又はコピーを申請することができる。但し、特許主務官庁が法律により秘密にしなければならない場合は、この限りでない。

第40条 発明特許出願人は、拒絶査定に不服がある場合、査定書送達の日の日から30日以内に理由書を添付して再審査を請求することができる。但し、出願手続きが不適法又は出願人が不適格である理由で拒絶査定を受けた場合は、直ちに法律に基づいて訴願及び行政救済を提起することができる。

再審査の結果により拒絶理由があると認めた場合、その旨を査定前に出願人に通知し、期限を指定して意見を求めなければならない。

第41条 公告中の発明について、何人もその発明が第4条、第19条から第21条、第22条第3項又は第4項、第27条の規定に違反すると認めた場合、又は利害関係者がその発明が第5条又は第30条の規定に合致しないと認めた場合は、公告の日から3ヶ月以内に異議申立書に証明書類を添付して特許主務官庁に異議申立をすることができる。

異議申立人が理由又は証拠を補正しようとする場合は、異議申立を行った日より1ヶ月以内にそれを行わなければならない。

第42条 特許主務官庁は、異議申立書を受理した後、異議申立書の副本を出願人又はその代理人に送達しなければならない。

出願人は、副本送達の日の日より1ヶ月以内に答弁しなければならない。期間を過ぎても答弁がない場合は、予め理由を具申し延期が許可された場合を除き、直ちに審査をする。

第43条 再審査又は異議申立の審査をする際は、特許主務官庁は、前回までの審査に参加しなかった特許審査員を指定し審査させ、査定書を作成させなければならない。

前項の再審査の査定書は出願人に送達しなければならない。異議申立審査の査定書は出願人及び異議申立人に送達しなければならない。

第44条 特許主務官庁は、発明特許の審査の際、職権でまたは請求により、出願人又は異議申立人に期限を指定して次の各号の行為をなすように通知することができる。

1. 特許主務官庁に出頭して面談に応じる。
2. 必要な実験を行い、模型又は見本を補足する。

前項第2号の実験、又は補足された模型又は見本について、特許主務官庁は必要

であれば、現場又は指定の地点で実地検証を行うことができる。

第44条の1

特許主務官庁は、職権により、出願人に期限を指定して明細書又は図面を補足・補正するよう通知することができる。

出願人は発明特許を出願した日の翌日から15ヶ月以内に、明細書又は図面を補足・補正することができる。

出願人は発明特許を出願した日の翌日から15ヶ月後に、次の各号に定められた期日又は期間内に限り、明細書若しくは図面を補足・補正することができる。

1. 実体審査を請求する時。
2. 出願人以外の者が実体審査を請求した場合は、当該出願について実体審査を行う旨の通知を送達した日の翌日から3ヶ月以内。
3. 特許主務官庁の拒絶理由通知書に対して答弁書を提出する期間内。
4. 再審査請求時、又は再審査理由書を補充提出することができる期間内。
5. 異議申立に対する答弁の期間内。
6. 特許主務官庁が職権により審査した場合の答弁の期間内。

前三項による補足・補正は、出願の実質を変更するものであってはならない。公告後に提出する補足・補正は、次の各号のいずれかの事情を有するものに限る。

1. 特許請求の範囲が広すぎる。
2. 誤記の事項。
3. 不明瞭な記載。

第2項の期間に、第24条の規定により優先権を主張する場合は、優先権日の翌日より起算する。

第45条

公告された発明特許について、特許主務官庁が職権による審査の必要を認めた場合には、出願人に1ヶ月以内に答弁するように通知しなければならない。期間を過ぎても答弁がない場合は、直ちに審査をする。審査の結果、原査定を取り消されるべきと認める場合は、処分書を作成し、出願人又はその代理人に送達しなければならない。

前項の処分書には、特許審査員の氏名を記載しなければならない。

第46条

再審査、異議申立又は無効審判の査定に対し不服がある場合は、査定書送達の日から30日以内に、法律により行政救済を提起することができる。

第47条

公告された発明特許について、次のいずれかに該当する場合は審査は確定したものとす。

1. 公告期間中に異議申立がなかった場合。
2. 異議申立が、手続きが不適法である理由で特許主務官庁により却下された後、法律により行政救済が提起されなかった場合、又は行政救済が提起されたものの却下が確定した場合。

3. 異議申立の査定後に法律により行政救済が提起されなかった場合、又は行政救済が提起されたものの却下が確定した場合。

第48条 発明が、審査により国の安全を脅やすおそれがあると認められた場合は、その明細書を国防部に送達し意見を求めなければならない。秘密にする必要があると認められた場合は、その発明は公告せず、出願書類を封じ、閲覧に供しない。又、査定書を作成し、出願人、代理人及び発明者に送達しなければならない。出願人、代理人及び発明者は、前項の発明に対し秘密を保持しなければならない。これに違反した場合、当該特許出願権を放棄したものとみなす。

当該秘密保持の期間は、査定書を出願人に送達した日の翌日からの1年間とし、1年ごとにそれを延長することができる。特許主務官庁は期間満了の1ヶ月前までに国防部に意見を求め、秘密保持の必要がないと認められた場合は直ちに公告しなければならない。

秘密保持期間に出願人が蒙った損失に対し、政府は相当の補償を与えなければならない。

出願人は、第1項の査定について不服がある場合、査定書送達の日から30日以内に、法律により行政救済を提起することができる。

第49条 発明特許出願権者が第34条又は第35条に従ってした出願は、改めて公告しない。

第四節 特許権

第50条 特許が出願された発明は、公告後、仮の特許権の効力を生ずる。

公告された発明に対し、その審査が確定した後、公告の日より発明特許権を付与し、証書を交付する。

発明特許権の存続期間は、出願日から起算して20年をもって満了とする。

第1項の仮の特許権の効力は、出願が手続きの不備のため受理されなかった場合、又は異議申立により特許を受けることができない旨の査定が確定した場合は、最初からなかったものとみなす。

第51条 医薬品、農薬又はその製造方法に係る発明特許権の実施が、他の法律の規定により、許可証を取得しなければならず、且つその取得が特許出願の公告日から2年以上要する場合、特許権者は、1回に限り、2年以上5年以下の特許権の存続期間の延長登録を出願することができる。但し、延長登録できる存続期間は、中央目的事業主務官庁から許可証を取得するために必要な期間を超えてはならない。許可証を取得するための期間が5年を超える場合も、延長期間は5年までとする。

前項の出願は、1回目に許可証を取得した日から3ヶ月以内に、請求書に証明書類を添付し、特許主務官庁に提出しなければならない。但し、特許権の存続期間の満了する6ヶ月以上前にしなければならない。

特許主務官庁は、前項出願の延長期間に関する審査、決定について、国民の健康への影響を考慮し、中央目的事業主務官庁と共同で審査及び決定の方法について定めなければならない。

第52条 特許主務官庁は、発明特許権存続期間の延長登録出願に対し、特許審査員を指定し審査させ、査定書を作成して特許権者又はその代理人に送達しなければならない。

特許権者が前項の査定に対し不服がある場合、査定書送達の日から30日以内に、法律により行政救済を提起することができる。

第53条 (削除)

第54条 何人も、発明特許権存続期間の延長登録が次のいずれかに該当すると認める場合は、証拠を添付し、特許主務官庁に存続期間延長の無効審判を請求することができる。

1. 発明特許の実施に許可証の取得が必要でない場合。
2. 特許権者又は実施権者が許可証を取得していない場合。
3. 延長登録により許可された延長期間が実施することができなかつた期間を超えている場合。
4. 特許権存続期間の延長登録を出願した者が特許権者でない場合。
5. 特許権が共有であつて、共有者全員により出願されたものでない場合。
6. 取得した許可証により承認された外国試験期間に基づいて特許権存続期間の延長登録を請求した場合、その許可された延長期間が当該外国の特許主務官庁が認可した期間を超えている場合。
7. 許可証の取得に必要な期間が2年未満である場合。

前項の無効審判は、延長された特許権の消滅後においても、回復できる法律上の利益があるときは、請求することができる。

特許権の延長登録が無効審判によって無効の審決が確定した場合、その延長登録により延長された存続期間は最初からなかつたものとみなす。但し、第1項第3号、第6号について無効の審決が確定した場合は、その超えた期間については延長がされなかつたものとみなす。

第55条 特許主務官庁が前条第1項各号のいずれかに該当する事項があると認める場合は、職権で発明特許権存続期間の延長登録を取り消すことができる。

特許権存続期間の延長登録を取り消しが確定した場合、延長登録により延長された存続期間の延長は、最初からなかつたものとみなす。但し、前条第1項第3号、第6号の規定に違反する場合において、その取り消しが確定した場合は、その超えた期間について延長がなされなかつたものとみなす。

第56条 物品の発明の特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに当該物品を製造、販売、使用したり、又はこれらを目的として輸入

したりすることを排除する権利を専有する。

方法の発明の特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに当該方法を使用及び当該方法をもって直接作成した物品を使用、販売したり、又はこれらを目的として輸入したりすることを排除する権利を専有する。

発明特許権の範囲は、明細書に記載された特許請求の範囲を準拠とする。必要であれば明細書及び図面を参酌することができる。

第57条

発明特許権の効力は、次の各号の事項には及ばない。

1. 研究、授業又は試験のためにその発明を実施し、非営利の行為である場合。
2. 出願前、既に国内で使用されていたもの、又はその必要な準備を完了していたもの。但し、出願前6ヶ月以内に特許出願権者によってその製造方法を知らされ、且つ特許出願権者がその特許権を留保する旨の声明をした場合は、この限りでない。
3. 出願前、既に国内に存在した物品。
4. 単に国境を通過するに過ぎない交通手段又はその装置。
5. 特許出願権者でない者が受けた特許権が特許出願権者による無効審判の請求により取り消された場合、その実施権者が無効審判の請求前に善意で国内で使用し、又は既にその必要な準備を完了していた場合。
6. 特許権者が製造した、又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、当該物品を使用又は再販する場合。前記の製造、販売は国内に限らない。

前項第2号及び第5号の使用人は、その原事業内で継続して使用する場合に限られる。又前項第6号における販売できる区域は、裁判所が事実に基づいて認定する。

第1項第5号の実施権者が、当該特許権を無効審判請求により取り消された後も、依然として実施し続けた場合、特許権者による書面通知を受領した日から、特許権者に合理的な特許権使用料を支払わなければならない。

第58条

2種類以上の医薬品を混合することにより製造された医薬品又は方法に係わる特許権の効力は、医師の処方又は処方により調製する医薬品には及ばない。

第59条

発明特許権者が、その発明特許権を他人に譲渡したり、信託したり、又は実施権を他人に設定する場合、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することはできない。

第60条

発明特許権の譲渡又は実施権の設定において、その契約上の定が次のいずれかに該当し不正競争を生じさせた場合、その定は無効となる。

1. 譲受人に対し、ある物品又は譲渡人や実施権者でない者が提供する方法の使用を制限又は禁止するもの。

2. 譲受人に対し、特許の保護を受けていない製品又は原料を譲渡人から購入するよう要求するもの。

第61条 発明特許権が共有である場合、共有者が自ら実施する場合を除き、共有者全体の同意を得なければ他人にこれを譲渡したり又は実施権を設定することはできない。但し、別段の定がある場合はそれに従う。

第62条 発明特許の共有者は、共有者全体の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡したり、信託したり、又は質権を設定することができない。

第63条 発明特許権の譲渡又は信託は、各当事者が署名し証明書類を添付した上で特許主務官庁に特許証の書換えを申請しなければならない。

第64条 発明特許権の質権の設定、変更又は消滅は、各当事者が署名したうえで証明書類を添付して、特許主務官庁に登録を申請しなければならない。又、登録していない場合、第三者に対抗することはできない。

第65条 発明特許権の相続は、証明書類を添付し、特許主務官庁に特許証の書き換えを申請しなければならない。

第66条 発明特許権者が中華民国と外国間に発生した戦争により損失を受けた場合、1回に限り、5年から10年までの特許権存続期間の延期を請求することができる。但し、交戦国の国民の特許権は延期を請求することができない。

第67条 発明特許権者は、登録された特許の明細書又は図面が次のいずれかに該当すると認められた場合は、特許主務官庁に対し、その訂正を請求することができる。但し、発明の実質を変更してはならない。

1. 特許請求の範囲が広すぎる。
2. 誤記の事項。
3. 不明瞭な記載。

特許主務官庁は、前項の訂正を許可した後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。

特許請求の範囲、明細書、図面が訂正公告された場合は、出願日に遡って効力を生じる。

第68条 発明特許権者が誤って2つ以上の発明を1つの出願として出願し特許を受けた場合、特許主務官庁に対し、個別の特許権に分割することを請求することができる。

第69条 発明特許権者は、実施権者又は質権者の承諾を得なければ、特許権の放棄又は前二条による請求をすることはできない。

第70条 次のいずれかに該当する場合、発明特許権は当然消滅する。

1. 特許権の存続期間が満了する際、特許権の効力は期間満了の日の翌日から消滅する。
2. 特許権者が死亡し相続人がいない場合、当該特許権は民法第1185条の規定

により国に帰属すべき日から消滅する。

3. 特許料が追納期間の満了の前に納付されなかった場合、特許権は本来の納付期間満了の日の翌日に遡って消滅したものとする。但し、第18条第2項の規定により現状回復された場合は、この限りでない。
4. 特許権者が自ら特許権を放棄する場合、その書面に表示された日から特許権は消滅する。

第1年目の特許料及び証書料が、追納期間満了前に納付されなかった場合、その特許権は初めから存在しなかったものとする。

第71条

次のいずれかに該当する場合、特許主務官庁は職権でその発明特許権を取り消し、期限を指定して特許証を返納させなければならない。返納不能の場合は特許証の廃棄を公告しなければならない。

1. 第19条から第21条まで、又は第27条の規定に違反するもの。
2. 発明特許権者が発明特許出願権者でないもの。
3. 明細書又は図面に実施に必要な事項を記載せず、又は不必要な事項を記載し、実施を不可能又は困難にするもの。
4. 明細書の記載が発明の真実の方法でないもの。

第72条

前条第2号に係る無効審判は、特許出願権を有する者に限り請求することができる。その他の各号については、何人も証拠を添付して特許主務官庁に審判を請求することができる。

異議申立の案件又は前項の無効審判請求の案件が審査の結果成立しなかった場合、何人も、同一の事実及び同一の証拠をもって無効審判を再請求することはできない。

利害関係者は、特許権の取り消しに関し回復できる法律上の利益がある場合は、特許権の存続期間満了又は消滅後にも、無効審判を請求することができる。

審判の請求者は、理由及び証拠の補足追加をする場合、無効審判請求の日から1ヶ月以内に行わなければならない。

第73条

第42条から第44条の1までの規定は、第54条及び前条の無効審判請求の処理に準用する。

第74条

発明特許権が取り消された後、次のいずれかに該当する場合はその取り消しが確定したものとする。

1. 法律により行政救済が提起されなかった場合。
2. 行政救済が提起されたものの、却下が確定した場合。

発明特許権が取り消された場合、その特許権の効力は最初からなかったものとみなす。

第75条

(削除)

第76条

特許主務官庁は、発明特許権の登録、変更、存続期間の延長、延期、譲渡、信

託、実施権設定、強制実施、取り消し、消滅、質権設定及びその他の公告すべき事項を、特許公報に掲載しなければならない。

第77条 特許主務官庁は特許権原簿を備え、それに特許発明の名称、特許の存続期間、特許権者や代理人の氏名と住所、及びその他特許に係る権利並びに法令が定めた一切の事項を記載しなければならない。
前項の特許権原簿は、人民の閲覧、抄録、撮影又はコピーに供しなければならない。

第五節 実施

第78条 特許主務官庁は、国の緊急事態、公共利益を促進する非営利的使用、又は申請者が合理的な商業条件をもって相当期間実施権の許諾について協議を求めたにもかかわらずその協議が成立しなかった場合は、請求により当該申請者に強制実施を許可することができる。その実施は主に国内市場の需要に供するものに限る。但し、半導体技術に係る特許の強制実施を請求する場合は、公共利益を促進する非営利的使用に限る。

特許権者に関して、不正競争の理由で裁判所による判決又は公正取引委員会による処分が確定した場合、前項に該当しないにもかかわらず、特許主務官庁は、請求により当該申請者に強制実施を認めることができる。

特許主務官庁は、強制実施願書受領後、その副本を特許権者に送達し、3ヶ月の期限を指定して答弁させなければならない。期間を過ぎても答弁がなかった場合は直ちに処理することができる。

前項の強制実施権は、他人が同一の発明特許について別に実施権を取得することを妨害しない。

強制実施権者は、特許権者に対し、適当な補償金を支払わなければならない。紛争がある場合、特許主務官庁がこれを裁定する。

強制実施権は、特許実施に関連する営業と併せて譲渡、信託、承継、実施権の設定、又は質権の設定をしなければならない。

強制実施の原因が消滅した場合、特許主務官庁は、請求により強制実施を中止させることができる。

第79条 前条の規定により強制実施権を取得した者が、強制実施の目的に違反する場合、特許主務官庁は、特許権者の請求又は職権により、その強制実施権を取り消すことができる。

第80条 第29条の再発明の特許権者は、原特許権者の同意を得なければその発明を実施することができない。

製造方法の特許権者は、その製造方法により作成した物品が他人の特許である場合、当該他人の同意を得なければその発明を実施することができない。

前二項の再発明の特許権者と原発明の特許権者、又は製造方法の特許権者と物品の特許権者は、協議により交互に実施権を設定することができる。

前項の協議が成立しない場合、再発明の特許権者と原発明の特許権者又は製造方法の発明に係る技術は、原発明又は物品と比べて明らかに経済的意義を有する重要な技術改良発明であるものに限り、再発明又は製造方法の特許権者が強制実施を請求することができる。

再発明又は製造方法の特許権者が取得した強制実施権は、その特許権と併せて譲渡、信託、実施権の設定、又は質権の設定をしなければならない。

第81条 各当事者は、第78条の強制実施及び第79条の強制実施の取り消しに関して不服のある場合、法律により行政救済を提起することができる。

第82条 発明特許権者は、特許の物品又はその包装に特許証の番号を表示しなければならない。且つ発明特許権者は、実施権者又は強制実施権者に当該特許証番号の表示を要求することができる。特許証番号の表示がない場合、損害賠償を請求することができない。但し、特許権侵害者が、当該物品が特許物品であることを明らかに知っていた場合又は知っていたはずであることを証明できる事実がある場合は、この限りでない。

第83条 発明特許権者、又はその実施権者又は強制実施権者は、広告を出す場合、特許権の範囲を越えてはならない。

特許品でない物品又は特許方法により製造された物品でないものは、広告、刊行物、物品上又はその包装上に、特許を受けた旨の文字、又は他人に特許を受けたと誤認させるおそれがある表示を添付してはならない。

第六節 料金の納付

第84条 発明特許に係る各申請について、出願人は申請時に出願料を納付しなければならない。

特許を受けた場合、発明特許権者は、証書料及び特許料を納付しなければならない。特許権存続期間の延長が許可された場合、延長期間内においても特許料は納付しなければならない。

出願料、証書料及び特許料の金額は、経済部が定める。

第85条 特許料は公告の日から起算する。1年目は、特許権の審査確定後、特許主務官庁が出願人に期限を指定して納付を通知する。2年目以降は、それぞれの期間前に納付しなければならない。

前項の特許料は、数年分をまとめて納付することができる。一括払い後特許料の改定があった場合にも、その差額を追納する必要はない。

第86条 特許料の納付は、何人もこれを行うことができる。特許料を納付すべき期間内に納付しなかった場合、その期間満了後の6ヶ月以内に追納しなければならない。

但し、その納付金額は規定特許料の倍額とする。

第87条 発明特許権者又はその相続人に特許料を納付する経済力がない場合、特許主務官庁に減免を請求することができる。その減免に係わる法規は経済部が定める。

第七節 損害賠償及び訴訟

第88条 発明特許権が侵害を受けた場合、特許権者は損害賠償と侵害の差止めを請求することができる。侵害のおそれがある場合、その防止を請求することができる。専用実施権者も前項の請求をすることができる。但し、特許権者が通知を受けたにもかかわらず前項の請求をせず、且つ契約にそれに反する取り決めがない場合に限る。

発明特許権者又は専用実施権者が前2項の規定により請求するとき、特許権を侵害した物品又は侵害行為に用いた原料若しくは設備について、廃棄又はその他の必要措置を請求することができる。

発明者はその氏名表示権が侵害された場合、発明者の氏名表示又はその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。

本条が定める請求権は、請求権者が当該侵害行為及び賠償義務者の存在を知った時点から2年以内に行使しなければ消滅する。当該侵害行為があった時点から10年を超えた場合も同様とする。

第89条 前条により損害賠償を請求する際は、次のいずれかの方法によりその損害を算定することができる。

1. 民法第216条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠や方法を提供することができない場合は、発明特許権者は、その特許権の実施により通常受けられる利益から、損害を受けた後に同一の特許権の実施により得られた利益を差し引いた差額をその損害とすることができる。
2. 侵害者が侵害行為により得た利益による。侵害者がそのコスト又は必要費用について立証できない場合は、その物品の販売により得られた全収入をその得た利益とする。
3. 裁判所が特許主務官庁又は専門家に委嘱し計算させた金額による。

前項の規定の他、発明特許権者の業務上の信用が侵害により損われた場合は、別にそれに相当する金額の賠償を請求することができる。

前二項の規定により、その侵害行為が故意である場合、裁判所は侵害状況により損害金額以上の賠償金額を定めることができる。但し、損害金額の3倍を超えてはならない。

第90条 他人の発明特許権の侵害行為に用いた物、又はこの当該侵害行為により生じた物は、被侵害者の請求により仮差し押さえをし、賠償に係わる裁判確定後、賠償金の全部又は一部に充当することができる。

当事者が前条の起訴及び本条の仮差し押さえの申請をした場合、裁判所は民事訴訟法の規定により訴訟上の救助を与えなければならない。

第91条 特許を受けた製造方法により製造された物が、その製造方法について特許出願がされる前に国内又は国外に見られなかった場合、他人が製造した同様の物は、その特許方法により製造した物と推定する。

前項の推定は反証を挙げて覆すことができる。被告が、その当該同様の物品を製造した方法と特許を受けた製造方法とが異なることを証明したとき、反証を提出したものとみなす。被告が証拠として開示した製造及び営業に係わる秘密の合法的な権益に対して、十分な保障が与えられなければならない。

第92条 発明特許に係わる訴訟事件について、裁判所は、判決書の正本を特許主務官庁に送達しなければならない。

第93条 侵害を受けた者は、勝訴判決確定後、裁判所に判決書の全文又は一部を新聞に掲載すべき旨の裁定を請求することができる。これに係る費用は、敗訴者の負担とする。

第94条 発明特許権に係る民事又は刑事訴訟について、出願、異議申立、無効審判、又は取り消しが確定する前に、調査又は審判を中止させることができる。

第95条 認可を得ていない外国法人又は団体は、本法が規定する事項について、告訴、自訴又は民事訴訟を提起することができる。但し、条約、又は当該外国法人又は団体の本国の法令や慣例により、中華民國の国民又は団体が、同国において同等の権利を享受することができるものに限る。団体又は機構が特許の相互保護に関する協議を締結し、經濟部により許可されたものも、同様とする。

第96条 裁判所は、発明特許訴訟事件を審理する専門法廷を設けたり、又は担当者を指定し審理させることができる。

第三章 実用新案登録

第97条 実用新案とは、物品の形状、構造又は組み合わせに係る創作又は改良をいう。

第98条 産業利用に供することのできる実用新案は、次に掲げるものを除き、本法により実用新案登録を受けることができる。

1. 出願前に既に刊行物に記載されたり又は公然使用をされたもの。但し、研究、実験のために発表又は使用し、その発表又は使用の日から6ヶ月以内に実用新案登録出願をした場合は、この限りでない。
2. 出願前に既に展覧会で展示されたもの。但し、政府が開催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示され、且つ展覧の日から6ヶ月以内に出願した場合は、この限りでない。

出願前にあった技術又は知識を運用したもので、当該技術を熟知する者により容易に完成でき、且つ効果の増進がない実用新案は、前項各号に該当しないに

かかわらず、本法により実用新案登録を受けることができない。

出願人が第1項第1号の但し書又は第2号の但し書の事情を有すると主張する場合、出願する時に事実及びその年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定する期間内に証明書類を提出しなければならない。

第98条の1 実用新案登録出願に係る実用新案が、当該実用新案より先に登録出願され、かつその登録出願後初めて公開又は公告された発明若しくは実用新案の明細書又は図面に記載された内容と同一である場合は、実用新案登録を受けることができない。但し、当該実用新案登録出願人と先に出願された特許又は実用新案登録出願人が同一である場合は、この限りでない。

第99条 次に掲げるものは、実用新案登録を受けることができない。

1. 公序良俗又は公衆衛生を害するもの。
2. 党旗、国旗、軍旗、国の紋章又は勲章の形状と同様又は類似のもの。

第100条 実用新案登録が出願された実用新案は、公告後、仮の実用新案権の効力を生ずる。

公告された実用新案の審査確定後、公告日より実用新案権を付与し、証書を交付する。

実用新案権の存続期間は、出願日から起算して12年をもって満了とする。

第1項の仮の実用新案権の効力は、出願が手続きの不備のため受理されなかった場合、又は異議申立により特許を受けることができない旨の査定が確定した場合は、最初からなかったものとみなす。

第101条 発明特許又は意匠登録の出願を実用新案の出願に変更する場合、又は既に提出した実用新案登録の出願を発明特許の出願に変更する場合は、原出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、原出願の査定書の送達があった日の翌日から30日以上経ってから出願変更を請求する場合は、変更を請求した日を変更出願の出願日とする。

第102条 公告中の実用新案について、何人も、当該実用新案が第4条、第105条に準用する第22条第3項又は第4項、第27条、又は第97条から第99条までの規定に違反すると認めた場合、又は利害関係者がその実用新案が第5条又は第105条に準用する第30条の規定を満たしていないと認めた場合は、公告の日から3ヶ月以内に、異議申立書に証明書類を添付し、特許主務官庁に異議申立をすることができる。異議申立人が理由又は証拠を補足しようとする場合は、異議申立の日より1ヶ月以内にそれを行わなければならない。

第102条の1 特許主務官庁は実用新案の審査の際、職権又は請求により、出願人又は異議申立人に期限を指定して次の各号の行為をなすように通知することができる。

1. 特許主務官庁に出頭して面談に応じる。
2. 必要な実験を行い、模型又は見本を補足する。

3. 明細書又は図面を補足又は補正する。

前項第2号の実験若しくは補足された模型又は見本について、特許主務官庁は必要であれば、現場又は指定の地点で実地検証を行うことができる。

第1項第3号による補足又は補正は、出願の実質を変更するものであってはならない。公告後に提出する補足・補正は、次の各号のいずれかの事情を有するものに限る。

1. 特許請求の範囲が広すぎる。
2. 誤記の事項。
3. 不明瞭な記載。

第103条 実用新案権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに当該実用新案登録物品の製造、販売、使用、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。

実用新案権の範囲は、明細書の実用新案登録の範囲の記載に基づいて定める。必要な場合は、明細書及び図面を参酌することができる。

第104条 次のいずれかに該当する場合、特許主務官庁は職権で、その実用新案登録を取り消し、期限を指定して証書を返納させなければならない。返納不能の場合は、証書の廃棄を公告しなければならない。

1. 第105条に準用する第27条又は第97条から第99条までの規定に違反する場合。
2. 実用新案権者が実用新案登録出願権者でない場合。
3. 明細書又は図面に、実施に必要な事項を記載せず又は必要でない事項を記載して、実施を不可能又は困難にする場合。

第105条 第22条から第25条、第27条から第30条、第31条第1号、第32条から第40条、第42条から第49条、第57条、第59条から第65条、第67条から第70条、第72条から第77条、第80条第1項、第3項、第82条から第90条、第92条から第96条までの規定は、実用新案登録に準用する。

第105条の1 第25条の1の規定は、実用新案に準用する。

実用新案登録の無効審判に係わる処理については、第42条、第43条及び第102条の1の規定を準用する。

第36条の1～第36条の6、第44条、第44条の1及び第73条の規定は、実用新案登録に準用しない。

第四章 意匠登録

第106条 意匠とは、物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作をいう。

類似意匠とは、自己の他の意匠の創作を因襲したものであって、その構成が類

似であるものをいう。

第107条

産業上の利用に供することのできる意匠は、次に掲げるものを除き、本法により意匠登録を受けることができる。

1. 出願前に既に同一又は類似の意匠が刊行物に記載されたり又は公然使用をされたもの。但し、研究又は実験のために発表又は使用し、その発表又は使用の日から6ヶ月以内に意匠登録を出願する場合は、この限りでない。
2. 出願前に既に展覧会で展示されたもの。但し、政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示され、且つ展覧の日から6ヶ月以内に意匠登録を出願する場合は、この限りでない。

当該技術を熟知する者により容易に思いつく創作である意匠は、前項各号に該当しないにかかわらず、本法により意匠登録を受けることができない。

同一人が類似の意匠について意匠登録を出願する際は、前二項の制限にかかわらず、類似意匠登録として出願しなければならない。但し、本意匠の出願前に類似意匠登録と同一又は類似である意匠が既に刊行物に記載されたり、若しくは公然使用をされた場合は、本法により類似意匠登録を受けることができない。同一人が、類似意匠に類似する意匠について、類似意匠登録を出願することはできない。

出願人が第1項第1号の但し書又は第2号の但し書の事情を有すると主張する場合、出願時に事実及び年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定する期間内に証明書類を提出しなければならない。

第107条の1

意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠より先に登録出願され、かつその登録出願後初めて公告した意匠登録出願書に添付した図面説明書の内容と同一又は類似である場合は、意匠登録を受けることができない。

但し、当該意匠登録出願人と先に登録出願された意匠登録の出願人が同一である場合は、この限りでない。

第108条

次のいずれかに該当するものは、意匠登録を受けることができない。

1. 単に機能上不可欠な設計からなる物品造形。
2. 単なる芸術的創作又は美術工芸品。
3. 集積回路の回路配置及び電子回路の配置。
4. 当該物品が公序良俗、又は公衆衛生を害するもの。
5. 党旗、国旗、國父（孫文）の肖像、国の紋章、軍旗、印章、勲章に同様又は類似のもの。

第109条

意匠登録が出願された意匠は、公告後、仮の意匠権の効力を生ずる。

公告された意匠の審査確定後、公告日より意匠権を付与し、証書を交付する。

意匠権の存続期間は、出願日から起算して12年をもって満了とする。類似意匠権の存続期間は、原意匠権の存続期間と同時に満了とする。

第1項の仮の効力は、出願が手続きの不備のため受理されない場合、又は異議申立により意匠登録を受けることができない旨の査定が確定した場合は、最初からなかったものとみなす。

第110条 既に提出した実用新案登録の出願を意匠登録の出願に変更する場合は、原出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、原出願の査定書が送達した日の翌日から30日以上経ってから出願変更を請求した場合は、変更を請求した日を変更出願の出願日とする。

第111条 既に提出した独立意匠登録の出願を類似意匠登録の出願に変更する場合は、又は既に提出した類似意匠登録の出願を独立意匠登録の出願に変更する場合は、原出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、原出願の査定書の送達があった日の翌日から30日以上経ってから出願変更を請求する場合は、変更を請求した日を変更出願の出願日とする。

第112条 意匠登録を出願しようとする場合、意匠登録出願権者が願書、図面説明書及び宣誓書を揃えて、特許主務官庁に提出しなければならない。図面説明書に意匠登録請求の範囲を記載しなければならない。

出願権者が使用者、譲受人又は相続人の場合、創作者の氏名を明記し、雇用、譲受又は相続の証明書類を添付しなければならない。

第1項の図面説明書には、意匠登録請求の範囲のほか、当該技芸を熟知する者が、その内容を理解し、かつそれに基づいて実施することができるように意匠に係る物品の用途及び意匠創作の特徴について明確に記載しなければならない。

第113条 意匠登録の出願は、手数料が納入され且つ前条第1項に規定する願書、図面説明書が揃った日をもってその出願日とする。その図面説明書が外国語で提出された場合は、特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文を補正しなければならない。処分前に補正した場合は、補正の日を書類が揃った日とする。

第114条 意匠登録の出願の際は、その意匠を施す物品を指定しなければならない。

第115条 公告中の意匠について、何人も、その意匠が第4条、第106条～第108条、第112条第3項又は第122条に準用する第27条の規定に違反すると認めた場合、又は利害関係者がその意匠が第5条の規定に符合していないと認めた場合は、公告日から3ヶ月以内に異議申立書に証明書類を添付し特許主務官庁に異議申立をすることができる。

異議申立人が理由又は証拠を補充しようとする場合は、異議申立を行った日より1ヶ月以内にそれを行わなければならない。

第116条 特許主務官庁は、意匠登録の審査の際、職権で又は請求により、出願人又は異議申立人に指定の期間内に次の各号の行為をなすように通知することができる。

1. 特許主務官庁に出頭して面談に応じる。
2. 模型又は見本を追加する。

3. 図面説明書を補足・補正する。

前項第2号の追加された模型又は見本について、特許主務官庁は必要であれば、現場又は指定の地点で実地検証を行うことができる。

第1項第3号による補足・補正は、出願の実質を変更するものであってはならない。公告後に提出する補足・補正は、次の各号のいずれかの事情を有するものに限る。

1. 誤記の事項。
2. 不明瞭な記載。

第117条

意匠権者は、当該意匠が施された物品について、本法で別に規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに当該意匠登録及び類似意匠登録を受けた物品を製造、販売、使用、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。

意匠権の範囲は、図面説明書に記載された意匠登録請求の範囲に基づいて定める。必要な場合は、創作説明を参酌することができる。

第117条の1

類似意匠権が原意匠権に従属するものであり、単独で主張することができず、且つ近似の範囲に及ばない。

本意匠権が取り消される又は消滅する場合は、類似意匠権も併せて取り消される又は消滅する。

第118条

意匠権の効力は、次の各号に該当するものには及ばない。

1. 研究、授業若しくは試験のためにその意匠を実施し、営利上の行為ではない場合。
2. 出願前、既に国内において使用されていた又はその必要な準備が完了されていたもの。但し、出願前6ヶ月以内に意匠出願権者からその意匠を知らされ、意匠出願権者がその意匠権を保留する旨の声明をした場合は、この限りでない。
3. 出願前、既に国内に存在したものの。
4. 単に国境を通過するに過ぎない交通手段又はその装置。
5. 特許出願権者でない者が受けた特許権が特許出願権者による無効審判の請求により取り消された場合、その実施権者が無効審判の請求前に善意で国内で使用していた又は既にその必要な準備を完了していた場合。
6. 意匠権者が製造した又は意匠権者の同意で製造した意匠権物品が販売された後、当該物品を使用又は再販する場合。前記の製造、販売は国内に限らない。

前項第2号及び第5号の使用人は、その原事業内で継続して使用する場合に限る。

第6号における販売できる区域は、裁判所が事実に基づいてそれを認定する。

第118条の1

前条第1項第5号の実施権者が、無効審判の請求により取り消された当該特許権を依然として実施し続けているときは、特許権者からの書面による通知を受領

- した日から、特許権者に合理的な使用料を支払わなければならない。
- 第119条 意匠権者は、その指定により意匠が施された物品について、その意匠権を他人に譲渡、信託、又は実施権を設定する場合、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することはできない。但し、類似意匠は単独で譲渡したり、信託したり、又は実施権を設定することはできない。
- 第120条 意匠権者は、登録された図面説明書に誤記又は不明瞭な事項があると認める場合は、特許主務官庁に対し、補正を請求することができる。
前項の補正について、特許主務官庁は、許可後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。
- 第121条 次の各号のいずれかに該当する場合は、特許主務官庁は職権でその意匠権を取り消し、且つ期限を指定して証書を返納させなければならない。返納不能の場合、証書の廃棄を公告しなければならない。
1. 第106条.108条又は第122条に準用する第27条の規定に違反する場合。
 2. 意匠権者が意匠登録出願権者でない場合。
- 第122条 第24条、第25条、第27条、第31条前段、第32条、第34条から第40条、第42条、第43条、第45條から第47条、第49条、第60条から第65条、第68条から第70条、第72条から第74条、第76条、第77条、第82条から第90条、第92条から第96条までの規定は、意匠登録に準用する。
第24条第1項が規定する期間は、意匠登録において6ヶ月とする。
- 第122条の1 意匠登録の無効審判に係わる処理については、第42条、第43条及び第116条の規定を準用する。
第36条の1.第36条の6及び第73条の規定は、意匠登録に準用しない。

第五章 罰 則

- 第123条 (削除)
- 第124条 (削除)
- 第125条 実用新案権者の同意を得ずに当該物品を製造し、その実用新案権を侵害した者は、2年以下の懲役、拘留、又は15万台湾元以下の罰金に処する又は併処する。
- 第126条 意匠権者の同意を得ずに当該物品を製造し、その意匠権を侵害した者は、1年以下の懲役、拘留又は6万台湾元以下の罰金に処する又は併処する。
- 第127条 (削除)
- 第128条 実用新案権者の同意を得ずに製造した物であることを知る知らないにかかわらず、それを販売したり、販売のために陳列又は外国から輸入した者は、6ヶ月以下の懲役、拘留、又は3万台湾元以下の罰金に処する又は併処する。
- 第129条 意匠権者の同意を得ずに製造した物であることを知る知らないにかかわらず、それを販売したり販売のために陳列又は外国から輸入した者は、拘留、又は1万

- 5千台湾元以下の罰金に処する又は併処する。
- 第130条 第83条の規定に違反した者は、6ヶ月以下の懲役、拘留、又は5万台湾元以下の罰金に処する又は併処する。
- 第131条 本章の罪は、第130条を除き、告訴を待って論ずる。
特許権者は第125条、第126条に基づいて告訴を提起する際は、特許権が侵害を受けたことを主張する比較分析報告を提出しなければならない。
裁判官、検察官、司法警察官が十分な理由を有して、捜査、差押えの必要があると認める場合は、被告又は容疑者の名誉及び財産権に留意し、比例原則に従い適当な方法でこれらの行為をなさなければならない。
- 第131条の1 司法院と行政院は協調して侵害鑑定専門機関を指定しなければならない。
裁判所若しくは検察官は特許訴訟案件を受理した場合、前項の機関に鑑定を囑託することができる。

第六章 付 則

- 第132条 特許主務官庁は、特許に係わるファイルの出願書類、明細書及び図面を永久的に保存しなければならない。その他の書類ファイルは、少なくとも30年間保存しなければならない。
前項の特許ファイルは、マイクロフィルム、磁気ディスク、磁気テープ、光ディスクなどによって保存することができる。前項の保存記録は、特許主務官庁が確認したものに限り、原ファイルとみなし、紙製の原特許ファイルは廃棄することができる。保存記録の複製物は、特許主務官庁の確認により、真正と推定する。
前項の保存代用物の確認、管理、使用上の規則は、經濟部が定める。
- 第133条 本法の施行規則は、經濟部が定める。
- 第134条 本法改正施行前にまだ査定されていない特許出願のその後の手続きは、改正施行後の規定による。
本法1994年1月21日改正の施行前に公告された特許の特許権存続期間の計算は、改正施行前の規定による。但し、世界貿易機関協定が中華民国の管轄区域において発効した日に、特許権がまだ存続している発明特許の特許権存続期間については、改正施行後の規定により取り扱う。
世界貿易機関協定が中華民国の管轄区域において発効した日に権利がまだ存続している意匠登録の権利存続期間については、1997年5月7日の改正の施行後の本法規定により取り扱う。
- 第135条 1994年1月23日より前に提出された出願は、第51条の規定により特許存続期間の延長登録を出願することはできない。
- 第136条 (削除)

第136条の1 本2001年10月4日改正法の施行日(訳者注：2001年10月26日)前に提出された追加特許出願で、いまだに査定が確定していない、又は当該追加特許出願の特許権がまだ存続している場合、改正前の追加特許に関する規定により取り扱う。

第137条 (削除)

第138条 経済部は、発明、創作を奨励するために、奨励制度を定めなければならない。

第139条 本法は、公布の日より施行する。

1997年5月7日に改正した第21条、第51条、第56条、第57条、第78～80条、第82条、第88条、第91条、第105条、第109条、第117条、第122条及び2001年10月4日に改正した第24条、第118条の1の施行日は、行政院が定める(訳者注：2002年1月1日)。

中華民国（台湾）商標法

1998年11月1日改正施行

第一章 総則

- 第 1 条 商標権及び消費者の利益を保障し、商工企業の健全な発展を促進するため、本法を制定する。
- 第 2 条 自己の業務に係る商品を表示するために、使用の意図をもって、商標を専用しようとする者は、本法の規定に従い商標登録出願を提出しなければならない。
- 第 3 条 中華民国において商標を出願しようとする外国人の属する国が、中華民国と商標の相互保護に関する条約又は協定を締結しておらず、又はその国の法令により、中華民国国民による商標登録出願を受理しない場合は、当該外国人による商標登録出願は、これを拒否することができる。
- 第 4 条 出願人は、中華民国と商標の相互保護に関する条約又は協定を締結している又は相互に優先権を承認している国に合法的に登録出願した商標を、当該外国における最初の出願日の翌日から6ヶ月以内に中華民国に登録出願をした場合は、当該外国の出願に基づく優先権を主張することができる。
前項の規定に基づき優先権を主張する出願人は、出願に際して、優先権を主張する旨の声明を提出し、且つ願書に当該商標の外国における出願日、出願番号及び当該出願を受理した国名を記載しなければならない。出願人は、出願日から3ヶ月以内に、前項の当該外国政府が出願を受理したことを証明する出願書類を提出しなければならない。出願時優先権主張の旨の声明を提出しなかった場合、又は期限を過ぎても証明書類の補正をしない場合は、優先権は消滅する。
- 第 5 条 商標に使用される文字、図形、記号又は色の組み合わせ、又はこれらの結合は、一般の需要者にそれが当該商品を示す標識であると認識させ、且つそれによって他人の商品と区別させることができるものでなければならない。
前項の規定に該当しない図案で、出願人により使用された結果、取引上既に出願人の業務に係わる商品の識別標識となっている場合は、前項の規定に該当するものとみなす。
- 第 6 条 本法において商標の使用とは、販売を目的に、商品又は商品の包装、容器、ラベル、説明書、定価表、又はその他の類似の物に商標を付して、所有、展示、頒布する行為をいう。
商品の販売促進のため、テレビ、ラジオ、新聞等に商標に係る広告を出したり、又は展示会で商標を展示する行為は、商標の使用とみなす。
- 第 7 条 本法において主務官庁とは、經濟部をいう。
前項業務は、經濟部の専門機関が行うものとする。

- 第 8 条 本法において利害関係者とは、当該商標の登録により、その権益又は利益が影響を受ける関係者をいう。
- 第 9 条 商標登録出願及び商標関係事務の処理は、商標代理人に委任して行うことができる。
中華国内に住所又は営業所を有さない者は、商標登録出願及び商標関係事務の処理を、商標代理人に委任して行わなければならない。
商標代理人に、越権又は商標関係法令に違反する行為があった場合、主務官庁は期間を指定して代理人の変更を命じることができる。期間内に変更をしなかった場合は、代理人は選任されなかったものとみなす。
商標代理人は国内に住所を有さなければならない。専業である場合は、法律に別段の定めがある場合を除き、商標師に限る。商標師の資格及び管理は、法律で定める。
- 第10条 商標代理人は、委任契約に別段の定めがある場合を除き、商標に関するすべての事務について一切の必要な行為を行うことができる。但し、商標権の処分については、特別の委任を受けていなければ、これを行うことができない。
2人以上の商標代理人が選任された場合は、共同して代理権を行使すべき旨を出願人が主務官庁に申し出た場合を除き、各代理人は、単独で出願人を代理することができる。
商標代理人の選任又は更迭、委任業務の制限又は変更、又は委任関係の消滅は、主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することができない。
- 第11条 商標主務官庁は、外国及び遠隔地等交通不便の地に居住する当事者に対し、職権で又は請求により、その当事者が商標主務官庁に対してなすべき手続の法定期間を延長することができる。
- 第12条 商標主務官庁は、本法の規定に従い指定された期間又は期日を、当事者の請求により、延長又は変更することができる。但し、相手方又は利害関係者がいる場合は、明らかに理由がある場合、又は相手方又は利害関係者の同意を得た場合を除き、これをしてはならない。
- 第13条 商標に関する出願及びその他の手続について、法定又は指定された期間を過ぎた場合は、当該出願を拒否することができる。但し、不可抗力、又は当事者の責任に帰すべからざる事由があると判明した場合は、この限りでない。
前項の但し書の事由がある場合は、遅滞原因の消滅後30日以内に、その事実、その発生及び消滅の日付を詳細に記載した書面をもって、商標主務官庁に弁明すると同時に、遅滞した手続の補正をしなければならない。
- 第14条 本法で定める各期間は、書類又は物件が商標主務官庁に提出された日から起算する。郵送の場合は、消印の日付を準拠とする。
- 第15条 商標主務官庁が書類を送達することができない場合、当該書類を商標公報に掲

載しなければならない。当該商標公報の発行日から30日を経過した場合、当該文書は送達されたものとみなす。

第16条 商標登録出願及びその他商標に関する各種の申請をする場合、料金を納付しなければならない。

料金の金額は、商標主務官庁が定める。

第17条 商標主務官庁は、公報を発行し、登録商標及び商標に関する必要事項を掲載しなければならない。

第18条 商標主務官庁は商標登録簿を備え、商標権、商標に関する権利、及び法令が定めるすべての事項を記載しなければならない。

登録の許可を得た商標に対しては、登録証を発給しなければならない。

第19条 商標の査定内容又は登録事項の変更は、商標主務官庁に許可申請をしなければならない。商標及びそのその指定商品を変更することはできない。但し、指定商品の削減は、この限りでない。

前項の認可により変更された事項は、商標公報に掲載しなければならない。

第20条 商標主務官庁は、商標に関する証明書の発行、図案の模写、書類の閲覧又は抄録の申請に対して、秘密を保持する必要があると認める場合を除き、これを拒否してはならない。

第二章 商標権

第21条 商標登録の日から、登録者は、商標専用権を取得する。

商標専用権は、登録を受けた商標及び指定商品に限る。

第22条 同一人が、同一の商標を類似の商品について使用する場合、又は類似の商標を同一又は類似の商品について使用する場合、連合商標として登録出願をしなければならない。

同一人が、同一の商標を異なる又は非類似であるが性質上互いに関連する商品について使用する場合、防護商標として登録出願することができる。但し、著名商標は、性質上互いに関連する商品という制限を受けない。

前二項の商標登録出願は、先に登録又は出願した商標を正商標とする。同時に
出願する場合、その中の1つを正商標に指定しなければならない。

商標の種類変更については、前三項の規定に違反しない限り、商標主務官庁に許可の申請をすることができる。

第23条 善意且つ合理的な方法で、自己の氏名、名称、又は商品の名称、形状、品質、
効能、用途、産地、又はその他商品自体の説明の表示を商品の上に記載し、商
標として使用しない場合、他人の商標権の効力に拘束されない。

他人による商標登録出願がなされる以前から、善意で、同一又は類似の商標を
同一又は類似の商品について使用する場合は、他人の商標権の効力に拘束され

ない。但し、それは原使用の商品に限る。なお、商標権者は、当該商標を使用する者に対して、適当な区別表示の付記を要求することができる。

商標を付した商品が、商標権者又はその同意を得た者により、市場で取引され流通した場合、商標権者は当該商品に対して商標権の主張をすることができない。但し、商品の変質又は毀損を防止するため、又はその他正当な理由がある場合はこの限りでない。

第24条 商標権の存続期間は、登録日から10年をもって終了する。連合商標及び防護商標の存続期間は、その正商標に準ずる。

前項の存続期間は、本法の規定に従い更新を申請することができる。更新ごとに、延長される存続期間は10年とする。

第25条 商標権の存続期間の更新登録出願は、期間満了6ヶ月前から期間終了後6ヶ月以内の間にしなければならない。但し、期間終了後6ヶ月以内に出願をする場合は、2倍の料金を納付しなければならない。

前項出願により更新できる範囲は、当該登録商標に係る指定商品中、実際に使用された商品に限る。なお、次に該当する場合は更新登録を受けることができない。

1. 第37条第1項第1号から第8号までのいずれかに該当する場合。
2. 商標権の期間満了前に更新登録を出願する場合で、出願前3年間、正当な理由なく当該登録商標の使用をしなかった場合。
3. 商標権の期間満了後に更新登録を出願する場合で、期間満了前3年間、正当な理由なく当該登録商標の使用をしなかった場合。

前項第2号、第3号の規定は、同一の商品について当該登録商標の連合商標を使用した場合、又は商標使用許諾を受けた使用権者が当該登録商標を使用した場合には適用しない。

第1項の更新登録出願により更新登録がなされた場合は、更新された期間は、商標権存続期間の満了日の翌日から起算する。

第26条 商標権者は、その登録を受けた商品の全部又は一部について、商標使用権を設定することができる。

前項使用権の設定は、商標主務官庁に登録をしなければならない。未登記の場合は第三者に対抗することができない。使用権者が商標権者の同意を得て他人に使用権を再許諾する場合も、同様とする。

商標使用権者は、商品又は包装容器上に、商標使用許諾を受けた旨の表示を付さなければならない。

第27条 前条第三項の規定に違反した者が、商標主務官庁から、一定期間内に是正すべき旨の通達を受けたにもかかわらず、期間内にこれを是正しない場合は、商標主務官庁は当該使用権の登記を取り消すことができる。

- 第28条 商標権の移転は、商標主務官庁に登録をしなければならない。未登録の場合は第三者に対抗することができない。
- 商標権の譲受人は、前項の規定により商標権の移転登記を申請する場合、第2条に規定する要件を充足しなければならない。
- 第29条 連合商標又は防護商標が正商標と一括して移転されない場合、その権利は消滅する。
- 連合商標や防護商標が単独に移転された場合、その移転は無効とする。
- 第30条 商標権者は、質権を設定するとき、又は質権の変更、消滅があったとき、商標主務官庁にその旨の登記をしなければならない。未登録の場合は第三者に対抗することができない。
- 質権の存続期間において、質権者は商標権者の許諾を得ずに当該商標を使用することができない。
- 第31条 商標登録後、次のいずれかに該当する場合、商標主務官庁は、職権で又は利害関係者の請求により、当該商標に係る商標権を取り消さなければならない。
1. 勝手に登録商標を変更し、又は付記を加え、同一又は類似の商品における他人の登録商標と類似させ使用する場合。
 2. 正当な理由なく登録時から使用せず又は継続的に使用を停止してから満3年に達している場合。但し、同一商品について、連合商標があって使用され、又は使用権者が使用し、これらの事実を示す証拠が提出された場合はこの限りでない。
 3. 登録せずに他人に商標使用を許諾して、又は使用許諾の表示規定に違反して、通達を受けたにもかかわらず、期限内にその是正をしない場合。
 4. 商標が他人の著作権、意匠権、又はその他の権利を侵害した事実が、判決で確定した場合。
- 前項第2号に基づく商標権の取り消しは、登録された商標に係る指定商品の中の1つ又は複数の商品を対象に、これを行うことができる。
- 商標主務官庁は、第1項に掲げる商標権の取り消し処分をする前、商標権者又はその商標代理人に、30日以内に答弁書を提出すべき旨を通知しなければならない。但し、申請人の申請が具体的な事実や証拠を欠いている場合、又はその主張に明らかに理由がない場合は、答弁すべき旨の通知をせず直ちに処分することができる。
- 第1項第2号において答弁通知書が商標権者又はその商標代理人に送達された場合、商標権者は商標使用の事実があったことを証明しなければならない。期限を過ぎても答弁がない場合は、直ちに当該商標権を取り消すことができる。
- 第1項第1号に該当する商標権者は、商標主務官庁による調査の進行中に、当該商標の登録を取り下げることができない。なお、取り消し処分を受けた者は、

登録の取り消しがなされた日から3年間、同一又は類似の商品について、原登録商標と同一又は類似の商標の登録を出願したり、譲り受けたり、又は使用権の設定を受けることはできない。第1項第4号に該当する場合は、その侵害原因が消滅する前、同一の図案をもって登録出願をすることはできない。

第32条 前条第1項の商標権の取り消し処分に不服がある場合は、その処分書の送達があった日の翌日から30日以内に、法に従い訴願を提起することができる。

第33条 商標権の取り消し処分が確定した場合、取り消しの処分日に遡って失効するものとする。但し、第31条第1項第4号の事由で取り消された場合は、商標権は登録日に遡って失効する。

第34条 次に掲げるいずれかに該当する場合、その商標権は消滅する。

1. 第25条の規定に従って更新登録をしなかった場合。
2. 商標権者が死亡し、且つ相続人がいない場合。

第三章 登 録

第35条 商標登録の出願は、当該商標を使用する商品の区分及び商品名を記載した願書をもって、商標主務官庁になされなければならない。異なった区分に属する商品は区分ごとに出願しなければならない。

商品の区分は、商標施行規則で定める。

商品の類似の判断は、前項の商品の区分に拘束されない。

第36条 2人以上の者が同一又は類似の商品について同一又は類似の商標を別々に登録出願する場合、先に商標登録を出願した者のみが、その商標について商標登録を受けることができる。なお、同日に出願がなされその前後が判明できない場合、各出願人の協議により定めた1人の専用とする。又協議が成立しない場合は、抽選によりこれを定める。

第37条 次のいずれかに該当する商標図案については、商標登録を受けることができない。

1. 中華民国の国旗、国家紋章、国璽、軍旗、軍隊の紋章、官印、勲章又は外国の国旗と同一又は類似のもの。
2. 国父（孫文）又は国家元首の肖像又は氏名と同一のもの。
3. 赤十字章又はその他国内又は国際的に著名な組織の名称、標識、紋章、標章と同一又は類似のもの。
4. 正マーク（日本のGマークに当る）又はこれと同じ性質を有する国内又は国際的な査証マークと同一又は類似のもの。
5. 公序良俗を害するおそれがあるもの。
6. 公衆にその商品の性質、品質又は出産地の誤認や誤信を生じさせるおそれがあるもの。

7. 他人の著名商標又は標章と同一又は類似の図案で、公衆に混同・誤認を生じさせるおそれがあるもの。但し、商標又は標章の所有者又は使用を許諾された者の同意を得て商標登録を出願する場合は、この限りでない。
8. 同一の商品における慣用標章と同一又は類似のもの。
9. 中華民國の政府機関、又は展覧会的な性質をもつ集会の標章又はこれらが発給する賞状等と同一又は類似のもの。
10. 文字、図案、記号又は色の組み合わせ、又はこれらの結合であって、登録出願された商標を使用する商品の形状、品質、効能、慣用名称、又はその他説明を表わすもの。但し、第5条第2項に該当し、慣用名称でない場合は、この限りでない。
11. 他人の肖像、法人及び其の他の公共団体又は全国的に著名な商号の名称又は氏名、芸名、筆名、字（あざな）を含む商標図案であって、その他人の承諾を得ていないもの。但し、商号又は法人の業務に係る商品が商標登録出願に係る指定商品と同一又は類似でない場合は、この限りでない。
12. 同一又は類似の商品についての他人の登録商標と同一又は類似のもの。
13. 他人の登録商標を自己の商標の一部として、同一又は類似の商品について使用をするもの。
14. 同一又は類似の商品について他人が先に使用している商標と同一又は類似の商標であって、出願人が当該他人と契約、地縁、業務又はその他の関係により、その当該他人の商標の存在を知っている場合。但し、当該他人の同意を得ている場合は、この限りでない。

第38条 商標登録出願により生じた権利は、これを他人に移転することができる。
前項の権利を譲り受ける者は、原出願人の名義変更の許可を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第39条 商標主務官庁は、商標登録の出願に対して、審査官を指定して、これを審査させなければならない。審査官の資格は法律で定める。

第40条 審査官が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職務の執行から回避しなければならない。

1. 審査官の配偶者、元配偶者又は婚約者が、当該商標登録出願の出願人又は商標代理人である場合。
2. 審査官が当該商標登録出願人の五親等内の血族又は三親等内の姻族である又はかつてそうであった場合。
3. 審査官が、当該商標登録出願人の法定代理人、家長又は家族である又はかつてそうであった場合。
4. 審査官が、かつて当該商標登録出願人の商標代理人であった場合。
5. 審査官が、当該商標登録出願人と財産上の直接の利害関係を有する場合。

- 第41条 商標主務官庁は、商標登録出願について審査の結果合法であると認めた場合は、査定書を出願人及びその商標代理人に送達し、且つ商標公報に公告をしなければならない。公告の商標は、公告の日から3ヶ月間異議の申立がない場合、又はその申立が成立しないと決定が確定した場合は、商標登録を受けることができる。この場合、出願公告期間満了日の翌日をもって登録日とする。
- 公告の商標について異議の申立が成立すると決定が確定した場合は、原査定を取り消さなければならない。
- 第42条 公告の商標について無断で変更や付記を加えて使用する行為により、同一又は類似の商品において他人が使用する登録商標と類似する結果が生じた場合、商標主務官庁は職権で又は利害関係者の請求により、原査定を取り消すことができる。
- 商標主務官庁が前項の規定により取り消しする場合は、第31条第3項の規定を準用し、取り消し処分が確定した場合は、同条第5項の規定を準用する。
- 第43条 商標登録出願審査の結果、非合法と認められた場合は、拒絶の査定をしなければならない。この場合、拒絶理由を記載した査定書を、出願人又は商標代理人に送達しなければならない。
- 第44条 出願人は、拒絶査定又は第42条第1項による取り消し処分に不服がある場合は、査定書の送達があった日の翌日から30日以内に、法に従って訴願を提起することができる。
- 第45条 商標審査官は登録前、公告の査定に違法の事実があることを発見した場合は、その公告の査定を取り消すべき旨の報告書を提出しなければならない。
- 商標主務官庁が前項の規定により処分をする場合は、商標登録出願人又はその商標代理人に対し、その理由を通知し、30日以内に意見を陳述する機会を与えなければならない。
- 第46条 公告の商標に本法の規定に違反する事情があると思われる場合は、公告の期間内に、商標主務官庁に異議の申立をすることができる。
- 第47条 異議の申立をする者は、事実及び理由を記載した異議申立書の正・副本2部を、商標主務官庁に提出しなければならない。異議申立書の附属書類として提出されたものは、副本にも添附されなければならない。
- 商標主務官庁は、前項の副本及び附属書類を、当該商標の出願人及び商標代理人に送達し、期間を指定して、答弁書を提出させるものとする。
- 第48条 第39条及び第40条の規定は、異議の手続きに準用する。
- 審査に参加した審査官は、同商標の異議申立に関し回避しなければならない。
- 第49条 商標主務官庁は、商標の異議事件に対し、理由を記載した異議審決書を作成し、出願人、異議申立人及びその商標代理人に送達しなければならない。
- 第50条 出願人又は異議申立人は、前条の異議審決に対し不服がある場合は、審決書の

送達の翌日から30日以内に、法に従って訴願を提起することができる。

- 第51条 異議の審決が確定した後は、何人も同商標に対して、同じ事実、同じ証拠、並びに同じ理由に基づいて無効審判を請求することはできない。

第四章 無効審判

- 第52条 商標の登録が、第31条第5項、第36条、第37条第1項又は第42条第2項後段の規定に違反してなされた場合、利害関係人は、商標主務官庁に対し、その登録の無効を求める審判を請求することができる。

商標の登録が、第5条、第31条第5項、第36条、第37条第1項第1号から第10号、第12号、第13号又は第42条第2項後段の規定に違反してなされた場合は、商標審査官は、その登録の無効を求める審判を請求することができる。

登録より10年を経過した商標が、第25条第2項第1号の規定に違反した場合は、利害関係人又は商標審査官は、その登録の無効を求める審判を請求することができる。

- 第53条 商標の登録が、第5条、第31条第5項、第36条、第37条第1項第11号又は第42条第2項後段の規定に違反してなされた場合、登録の公告があった日から既に2年を経過したものについては、その商標登録についての無効審判を請求することはできない。

- 第54条 商標権者又は利害関係人は、商標権の範囲を認定するために、商標主務官庁に審判を請求することができる。

- 第55条 商標の審判は、商標主務官庁の長官により指定された3人以上の審判官が行う。第40条、第47条、第48条第2項及び第49条の規定は、審判に準用する。審判官が、第57条に規定する参加人と、第40条に定める関係にある場合は、その職務の執行から回避しなければならない。

- 第56条 審判は、書面に基づいて行うものとする。但し、必要がある場合は、期日を定め、口頭弁論する旨を当事者に通知することができる。

審判に係る当事者が、法定又は指定の期間又は期限を遅延した場合、審判手続がこれによって中止されることはない。

- 第57条 審判事件と利害関係がある者は、審判が終結するまで、その審判への参加を申請し、当事者の一方を補助することができる。

前項の参加申請につき、他方当事者が異議を述べた場合は、審判官は合議により参加の可否を決定する。

参加人の行為が当該参加人が補助する当事者の行為に抵触する場合、それは無効とする。

前条及び本条に規定するところの弁論及び参加手続きは、本法に別段の規定がある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

- 第58条 審判に不服がある場合は、審決書の送達があった日の翌日から30日以内に、法律に従って訴願を提起することができる。
- 第59条 商標の審判が確定した後は、何人も同商標に対して、同じ事実、同じ証拠、並びに同じ理由に基づいて審判を請求することはできない。
- 第60条 審判手続きの進行中に、商標権にかかわる民事又は刑事の訴訟が提起された場合は、商標権に係る審判が確定するまで、その訴訟手続を中止するものとする。

第五章 保 護

- 第61条 商標権者は、自己の商標権を侵害する者に対し、損害賠償及び侵害の排除を請求することができる。又商標権が侵害されるおそれがある場合は、その侵害の予防を請求することができる。
- 第62条第1号又は第2号に掲げる状況があるとき、商標権を侵害するものとみなす。
- 商標権者が前二項の規定によって請求する際、商標権を侵害するもの、又は侵害行為に供した原料又は器具に対して、廃棄又はその他の必要な措置をとるよう請求することができる。
- 第62条 他人を欺く目的をもって次に掲げる行為を行った場合は、3年以下の懲役、拘留又は20万円以下の罰金に処する又は併処する。
1. 同一又は類似の商品について他人の登録商標と同一又は類似のものを使用する場合。
 2. 同一又は類似の商品の広告、ラベル、説明書、価格表又はその他の書類に、他人の登録商標と同一又は類似のものを付してそれを展示又は頒布する場合。
- 第63条 前条に該当する商品と明らかに知っていながら、当該商品を販売、又は販売の意図をもって展示、輸出又は輸入した者は、1年以下の懲役、拘留又は5万円以下の罰金に処する又は併処する。
- 第64条 前二条の罪を犯して製造、販売、展示、輸出又は輸入した商品は、犯人の所有に属するか否かを問わずこれを没収する。
- 第65条 悪意をもって他人の登録商標における文字を自己の会社又は商号の名称の主要部に使用し、同一又は類似の商品を業として扱う者が、利害関係人による使用停止の請求があったにもかかわらず、使用を継続する場合、1年以下の懲役、拘留又は5万円以下の罰金に処する又は併処する。
- 会社又は商号の名称の登記申請が、商標登録出願前になされた場合、前項の規定は適用しない。
- 第66条 商標権者が第61条により損害賠償を請求する場合は、次に掲げるいずれかの方法により、その損害を計算することができる。

1. 民法第216条の規定による。但し、損害を示すための証拠を提出できない場合、商標権者は、自己の登録商標の使用によって通常受けるべき利益より侵害された後同一の商標の使用によって得た利益を差し引いた差額をもって損害とすることができる。
2. 商標権侵害者がその侵害行為によって得た利益による。商標権侵害者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、その商品の販売によって得られた収入の全部を侵害者の受けた利益とする。
3. 押収した商標権侵害商品の小売り単価の500倍から1500倍までの金額による。但し、押収した商品が1500個を超えた場合は、その総額をもって賠償額とする。

前項の損害賠償額が明らかに不相当である場合、裁判所はこれを減額することができる。

商標権者は、業務上の信用が侵害によって損われた場合、第1項規定以外にも、それに相当する金額の賠償を別に請求することができる。

第67条に基づき連帯賠償を請求する場合、前3項の規定を準用する。

第67条 故意又は過失により、第63条に掲げる行為があった場合、その行為者は商標権侵害者と連帯してその賠償の責任を負う。但し、商標権侵害商品の出所を提供する者に対しては、賠償額を軽減、又は免除することができる。

第68条 商標権者は、商標権侵害者の費用で、本章に基づき商標権侵害の事実があったと認めた判決書の内容の全部又は一部を新聞に掲載することを請求することができる。

第69条 第26条の規定に基づき商標使用許諾を受けた者は、使用権が侵害された場合、本章の規定を準用する。

第70条 外国法人又は団体は、認可・許可を受けたか否かを問わず、本章に規定された事項について、告訴、自訴、又は民事訴訟を提起することができる

第71条 裁判所は、商標に係る訴訟事件について、専門の法廷を設置構成して又は専門の担当者を指定して、審理を行わせることができる。

第六章 役務商標（サービスマーク）等

第72条 自己の営業上提供する役務を表示するため標章を専用しようとする者は、役務商標の登録出願をしなければならない。

役務商標の使用とは、商標を営業に係る物品、文書、宣伝物又は広告物に使用して、当該役務の販売促進する行為をいう。但し、商品又は商品の包装容器に使用した結果、需要者に当該商品の販売促進のためのものと誤認させる商標については、この限りでない。

役務商標の区分は、施行規則で定める。

役務の類似の判断は、前項の区分に拘束されない。

第73条 知識又は技術の提供を通じ、標章をもって他人の商品又は役務の特性、品質、精密度その他の事項に証明を与える者が、その標章を専用しようとする場合、証明標章の登録出願をしなければならない。

証明標章の出願人は、他人の商品又は役務を証明する能力をもつ法人、団体又は政府機関に限られる。

第74条 組合、協会又はその他の団体が、その組織又はその団体への所属を表すため、標章を専用しようとする場合は、団体標章の登録出願をしなければならない。

第75条 証明標章又は団体標章の商標権は、他人に移転又は使用許諾をしたり、質権を設定することができない。但し、その移転又は使用許諾が、消費者の利益に損害を与えず、且つ不公正な競争になるおそれがないものであり、商標主務官庁の許可を得た場合は、この限りでない。

第76条 商標権者又はその使用権者が、その役務商標、証明標章又は団体標章を不当に使用した結果、他人又は公衆に損害を与えた場合、商標主務官庁は何人の請求により又は職権でその商標権を取り消すことができる。

第77条 役務商標、証明標章又は団体標章は、本章に別段の定めがある場合を除き、その性質により本法に定める商標の規定を準用する。

第七章 附 則

第78条 本法の施行規則は、経済部が定める。

第79条 本法は、公布の日から施行する。

本法改正条文第4条、第5条、第23条、第25条、第34条、第37条及び第61条の施行日は行政院が定める。

著名商標を商標異議申立の事由とする場合は、 同一又は類似商標に限らない

商標図案が他人の著名商標又は標章と同一又は類似の図案で公衆に混同・誤認を生じさせるおそれがあるものは商標登録を受けることができない。これは商標法第37条第7項に規定されており、商標異議申立を提出し、商標査定を取り消しを請求する事由とすることができる。但し、当該条項にいう著名商標又は標章が我が国において登録されている必要があるのか否か、及び波及する商品が同一又は類似商品に限られるのか否か、当該条項には明文化された規定がないため、実務上では依然として論争が絶えない。台北高等行政裁判所による2000年訴字第1732号判決は、ある商標異議申立事件の行政訴訟について、商標法の立法沿革を参酌し、商標法第37条第7号にいう著名商標又は標章は我が国における登録を必要条件とせず、且つその商品も同一又は類似のものに限らないと認めている。

商標商品の買戻し及び輸出

商標法第62条及び第63条にそれぞれ規定されているように、我が国の商標権者の同意を得ず若しくは使用許諾を受けずに商品上に商標を使用し又は当該商標を付する商品を輸出する行為は、商標権侵害を構成する。外国メーカーの委託を受けて当該商標商品を製造し、当該商品が直接外国に輸出され、かつ当該商品が我が国では全く販売されず又は流通しない場合、商標権侵害を構成するか否かについては、実務上、議論がある。台湾台南地方裁判所2001年度訴字第245号刑事判決にれば、「買戻し行為」は、商標権侵害を構成しないとするのが多数意見であるが、いわゆる「買戻し行為」とは、「外国の商標権者」の委託を受けた商標使用行為に限定されており、外国の商標権者の委託を受けていない場合、商標法第62条の商標使用及び商標法63条にいう輸出行為となる。このように解釈せず、第三人の委託を受けて商標を使用する行為がすべて違法ではないと拡大解釈する場合、商標法第63条の規範する「輸出」行為はその意義を喪失することになる。

役務標章は商品商標の防護とすることが可能

商標法第22条第2項には、「同一人が同一の商標を異なる又は非類似であるが性質上互いに関連する商品について使用する場合、防護商標として登録出願することができる。但し、著名商標は、性質上互いに関連する商品という制限を受けない」と規定されている。商標法が規定する主旨によると防護商標は特に使用する必要はなく、従って防護商標としての登録は剽窃などのただ乗り行為の防止において非常に有効な制度である。

しかしながら、上記の同条項は商品商標同士又は役務標章同士の防護においてのみ適用され、商品商標と役務標章間では互いに防護し合うことができず、この点において完全さを欠いている、というのが商標主務機関の一貫した実務的見解であった。商品と役務間の関連性は日に日に増大しており、例えば、食品と飲食関連サービス、コンピューターとコンピューターソフトの設計サービス、通信製品と通信サービスなどのように、両者間には実際に互いに防護し合う必要性が存在するため、知的財産局は一昨年（2000年）2月25日の内部処務会議において、商品商標と役務標章が互いに防護し合うことができることを決議した。

従って、商標の保護を拡大し並びに剽窃などのただ乗り行為に係わる不正競争行為を防止するために、商標権者は役務標章を登録出願する場合、その指定役務が既登録の商品商標の指定商品と関連性があれば、商品商標の防護として登録をすることができる。また、著名商標を有する者は、すべての役務について防護商標として登録し、最大の保護を受けることも考慮することができる。

色の組合せによる商標及びサービスマークに係る登録出願要点

中華民國87年（1998年）11月1日施行の改正商標法第5条において、色の組合せによる図案が一般の商品購買者にそれが商品を表彰する標識であると認識させることができ、並びにそれによって他人の商品と区別させることができる場合は、商標として登録することができ、商標法により保護を受けることができる旨、追加された。そこで經濟部知的財産局は一昨年（2000年）2月2日、「色の組合せによる商標及び役務商標に係る登録出願要点」を正式に公告した。

1. 商標法（以下「本法」という）第5条にて称する「色の組み合わせによる商標」の登録出願を扱うために、本要点を定める。
2. 要点は、単に色彩を組み合わせた商標の登録出願のみに適用でき、文字、図形若しくは記号と色彩を結合した商標の登録出願には本要点の規定を適用しない。
3. 要点にて称する「色の組み合わせによる商標」とは、2色以上の区別可能な色彩を組み合わせたもので、商品もしくはその包装、容器の全部又は一部分に使用されるものを指す。
4. 色の組み合わせによる商標は識別性を具えなくてはならない。出願人が使用した結果、取引上において既に出願人の営業に係る商品の識別標識となったものについては、出願人は登録出願の際にこれを証明する資料を提出しなければならず、並びに商標識別性の審査基準に関する規定により審査を受ける必要がある。
5. 「色の組み合わせによる商標」の登録は、本法第35条及びその施行規則第27条の規定にのっとり、商標を使用する商品の商品区別及び商品名称を指定した。願書を提出するほか、下記の書類を添付して申請しなければならない：
 - (1) 「色の組み合わせによる商標」の見本一式15枚。商標見本は、点線で実際に使用する商品もしくはその包装、容器の形態を示し、該当部分に使用する色を施すこと。並びに商品またはその包装、容器の形状が商標の一部に属さないことを声明する。
 - (2) モノクロの見本3枚。モノクロの見本は、使用する色の組み合わせが区別できなければならない。並びに「色の組み合わせによる商標」において使用する色を詳しく説明した書面説明（公告表）1部を提出する。
 - (3) 「色の組み合わせによる商標」を指定商品またはその包装、容器上で、実際に使用する時の形態や状態（例えば、色彩を実際に示す時の特殊な方式、位置、内容）及び実際の色彩（例えば、色の種類、明度、色層分析等）に関する詳細な説明書。
 - (4) 「色の組み合わせによる商標」を液状或いは粉末状の商品に使用する場合、もしその包装、容器の外観から明確に識別できれば、本要点の規定を適用する。
6. 「色の組み合わせによる商標」を同種類の二つ以上の商品に指定して使用する場合、以下の情に応じて申請せねばならない。
 - (1) 使用形態が同じものは、そのうちの1種類の使用形態を述べて、一つの商標として出願することができる。

(2) 使用形態が異なるものは、異なる商標として出願しなければならない。

7. 「色の組み合わせによる商標」が次に掲げる各号の一に該当する場合、本法第37条第10号の規定の適用を認めなければならない。

(1) 商品製造の過程で自然に生産されたもの。

(2) 経済上の配慮から必要又は通常採用されているもの。

(3) 商品の効用を発揮するために必要であるもの。

8. 「色の組み合わせによるサービスマーク」の登録出願は、「色の組み合わせによる商標」の規定を準用する。

「権利不要求 (DISCLAIM) の声明に関する審査要点」の公告

知的財産局 (中国語名称: 智慧財産局) は2000年12月28日に「権利不要求の声明に関する審査要点」を公告した。その主な内容は次の通りである。

1. 商標全体が長年使用されることによって既に識別性を有している場合、その中に含まれる説明的な文字又は図形、或いは識別性を有していない文字又は図形について、権利不要求を表明する必要はない。
2. 商標中に含まれる商品の通用名称、説明的な文字又は図形、地理又は産地を説明する文字又は図形、或いは商品の供給元を表象し得ない文字又は図形は、出願人によって権利不要求の申出をした後、審査されなければならない。
3. 説明的な文字又は識別性を備えない文字とその他の文字との組み合わせ、或いは文字全体が有する掛け言葉的な用法が、分割不可能という印象を呈している又は識別性を備えている場合は、当該部分について権利不要求を声明する必要はない。
4. 商標が説明的な文字又は識別性を備えない文字の組み合わせからなり、その文字全体が特別なデザイン、又は特殊な排列、又は誤った語法 (読みの間違い又は誤字・当て字を含む) を運用し顕著性を備えている場合、デザインされていない文字又は正しい文字又は文意部分についてはやはり権利不要求を申出のべきである。
5. 商標中の外国語が、その言語の意味によって説明性を備える又は識別性を備えていない場合も、やはり当該外国語部分について権利不要求を申出のべきである。
6. 商標中の商品名称が、権利不要求を申出た後、当該図案がその他の商品に使用を指定することで、その商品の性質、品質、産地について、公衆が混同誤認する場合、当該その他商品の削除を通知すべきである。たとえば「××羊乳」の商標を羊乳、牛乳商品について使用を指定する場合、図案中の「羊乳」について権利不要求を表明するとともに牛乳商品を削除すべきである。
7. 商標中の説明的な文字又は図形、或いは識別性を備えない文字又は図形が、権利不要求を表明し登録が許可された場合、その後、当該文字又は図形が使用されることによって取引上において営業上の商品の識別標章となった関連する証明書類を添付し、法に従い登録出願することができる。
8. 本要点における権利不要求の表明に関する規定は、商標、役務商標、団体標章及び証明標章に適用する。

[特許庁委託] WTO 加盟後の台湾知的財産権エンフォースメント制度の実態について

平成 14年 3月 発行

発行者： 松倉 浩司

発行所： 財団法人 交流協会

【禁無断転載】

東京都港区六本木 3- 16- 33 青葉六本木ビル 7F

印刷所： 株式会社 宝円堂

執筆協力 :台湾国際専利法律事務所 (TIPLA Attorneys-At-Law)

台北市南京東路二段 125号 偉成大樓 7楼
